

店頭外国為替証拠金取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社「カスタマーサポート」までご連絡ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みもご利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2回以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

あさひマーケティング株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 250 号

契約締結前交付書面等

「店頭外国為替証拠金取引説明書」

「店頭外国為替証拠金取引約款」

2 0 2 5 年 6 月

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

【店頭外国為替証拠金取引説明書】	1
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	2
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	10
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	12
当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について	15
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	16
【店頭外国為替証拠金取引約款】	19
取引約款補足条項	26

【店頭外国為替証拠金取引説明書】

本説明書は、あさひマーケッツ株式会社（以下、「当社」といいます。）が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

お客様が取引される店頭外国為替証拠金取引の額は、その取引において預託される取引証拠金その他の証拠金（以下、「取引証拠金」といいます。）の額に比べて大きな額となっています。

●店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

●相場状況の急変により、ビッド(BID)価格とアスク(ASK)価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

●取引システム又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

●取引にかかる手数料は、新規・決済取引とも無料です。

●お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

TF Global Markets (Aust) Pty Ltd（証券業）
（監督官庁：オーストラリア健全性規制庁）

お客様から預託を受けた証拠金は、SBIクリアリング信託株式会社における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

○取引の方法

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。

- a. 取引の対象通貨ペアは65通貨です。詳細については「別紙通貨ペア一覧」をご参照ください。
- b. 当社の店頭外国為替証拠金取引を行うにあたり、取引手数料や月額会費はございません。取引最小単位は、1注文あたり1,000通貨、最大単位は、1注文あたり1,000,000通貨となります。ただし、100,000通貨までと101,000通貨以上の取引については約定処理が異なります。また建玉上限は通貨ペアごとで最大1,000万通貨となり、利用口座あたり保有可能な建玉件数は300件となります。
なお、キャンペーンによる取引等内容の変更については、HP等で期間や条件をご確認ください。
- c. 呼値の最小変動幅については「別紙通貨ペア一覧」をご参照ください。
- d. 当社は、1注文あたり100,000通貨までの取引については、取引レート(通貨の売買価格をいいます。)について、当社の取引システムの運用・管理を委託している TF Global Markets (Aust) Pty Ltd社(以下「カバー先」いいます)が生成するレートを直接お客様に提示しています。取引においては、通常、複数の銀行、証券会社等のインターバンク市場参加者(以下「LP」いいます。)から提供される取引レートをカバー先において、汎用的に利用可能なLP先が提供する最良のレートを選択し、当社の取引レートを生成しています。また、101,000～1,000,000通貨数量の取引については、100,000通貨以下の取引レートをベースにカバー先で複数回に分けたカバー取引を行った場合、その合計を加重平均したレートをお客様の約定レートとする約定処理が行われます。なお、すべての取引において取引ごとに同じ取引数量のカバー取引を自動的におこなっております。他、当社が各通貨の組合せごとにアスク(ASK)価格とビッド(BID)価格を同時に提示し、お客様はアスク(ASK)価格で買い付け、ビッド(BID)価格で売り付けることができます。当社が提示する各通貨の価格は、売り付けの価格と買い付けの価格とがあり、価格差が発生する場合は当社の売り付け価格(お客様買(ASK))が当社の買い付け価格(お客様売(BID))よりも高くなります(この価格差を「スプレッド」といいます。)

※相場急変時におけるレート配信の停止・再開

当社は、インターバンク及び先物市場の休場時等を除き、原則価格配信の停止は行いません。ただし、市場が歴史的に乱高下し、流動性が枯渇した、または異常値を配信する可能性が極めて高くなった場合は、カバー先の判断を踏まえ配信を停止することがあります。また、LP から配信され

るレートのスプレッドが当社で設定する閾値を上回る場合にも配信を停止することがあります。配信を停止した場合、LP の価格配信動向に鑑み、異常値を配信する可能性が低減した時点で、カバー先の判断を踏まえ配信を再開します。また、当社はカバー先が1社であるため相場急変時他、レート配信含め取引が停止するリスクが複数カバー先を有する環境より高くなっております。

e. 当社は、お客様の取引注文の執行にあたり、可能な限りお客様へ最高の結果を届けるべく注力します。当社は、お客様の利用口座に十分な証拠金がある場合、原則取引を拒否することはありません。ただし、注文が当社のサーバーに到達した時点で有効な価格が存在しない場合等により取引が執行されない場合があります。

注文種別毎の執行基準は以下の通りです。

●成行注文：

- ・お客様が発注する時点で画面に表示されている価格と比べ有利不利にかかわらず、注文が当社のサーバーに到達した時点で有効な価格で執行されます。

●指値注文・逆指値注文：

- ・お客様が注文時に指定し、成行注文の執行を行うトリガーとなる価格（トリガー価格）を指定して行います。
- ・買い注文は、指定レートにアスク (ASK) が達した時点、売り注文は指定レートにビッド (BID) が達した時点をもって通常の成行注文を受け付けた場合と同様に注文を執行します。
- ・取引レートが指定レートに達して、注文処理が行われる際に、純資産額が必要証拠金額に不足していた場合は、注文は執行されず取消となります。

f. 成行注文は、注文執行サーバーが注文を受け取った時点で、指定された取引サイズにおいて最もお客様に有利な価格で執行されます。従って、インターネット通信速度や相場状況等の要因により、お客様へ提示したレートと約定したレートとの間に価格差（スリッページ）が生じることがあります。

但し、当社の取引システムにおいては、スリッページは、実際の市場条件のみに基づいて発生するように設計されており、お客様にとって不利となる（当社にとって有利となる）場合のみ約定するような設定（非対称スリッページ）はありません。また、お客様への提示にはないレートで約定する場合があります。

g. 建玉は、転売若しくは買戻しすることで手仕舞いできます。

h. 転売若しくは買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

i. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるため、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。

j. お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。詳しくは、

「○証拠金」の「(6)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

k. 転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨の組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

l. 取引時間は原則として、下記の月曜日から土曜日の期間とします。ただし、クリスマスおよび年末年始の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

米国標準時間の期間：日本時間：月曜日午前 7 時 15 分から土曜日午前 6 時 55分まで

米国夏時間の期間：日本時間：月曜日午前 6 時 15 分から土曜日午前 5 時 55分まで

※上記時間内においても、米国東部時間午後 5 時 から開始するシステムの日次処理(15分程度)のため、取引ができない時間帯があります。

※取引休止期間

日本時間の土曜日早朝から、その翌週の日本時間の月曜日早朝までの間は、外国為替市場が実質的に休場しているため取引および注文受付を休止とします。

※上記時間内においても、米国東部時間午後 5 時から開始するシステムの日次処理(15分程度)のため、注文ができない時間帯があります。

※取引時間外に注文は受付いたしません。

○証拠金

証拠金の受入れ額や純資産額の計算ロスカット管理等、すべて各方式単位で個別に利用口座は管理されています。

(1) 取引証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、純資産額が下記(2)の必要証拠金額以上の額となるよう、証拠金を当社に差し入れて下さい。なお、証拠金の受入れ額から引出し額及び手数料等諸経費を控除した額に、実現した取引損益(スワップポイント含む。)の額を合計した額が証拠金預託額となります。また証拠金預託額に評価損益を加えた額が純資産額となります。

(2) 必要証拠金額

必要証拠金額は、お取引される通貨ペア((i)新たな注文に係る通貨ペア及び(ii)建玉されている通貨ペアをいいます。)それぞれの取引数量に現在の取引レート(成行注文の場合。指値注文・逆指値注文の場合には、お客様の指定するレート。)を乗じた金額の合計額の4%以上に相当する円価額です。なお、通貨ペアにより4%超の必要証拠金額を必要とする場合があります。また、証拠金維持率は、建玉されている通貨ペアに関する必要証拠金額に対して利用口座の純資産額が何%に該当するかを算出したものです。お客様がすでに保有する建玉に関する必要証拠金額を純資産額から差し引いた額が、新たな注文の必要証拠金額を下回っていた場

合、当該注文は受け付けられません。さらに、指値注文・逆指値注文については、お客様の指定するレートに取引レートが到達した時点で、お客様が保有する建玉に関する必要証拠金額を純資産額から差し引いた額が、当該注文の必要証拠金額を下回っていた場合、当該注文は約定せず、取り消されます。

(3) 証拠金の受入れ

当社は、証拠金を受入れたときは、お客様に受領書を交付します。なお、受入れは日本円のみとなります。

(4) 現金の引出し

証拠金預託額のうち、必要証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。なお、引出しは日本円のみとなります。

(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、日々、加算又は減算され未決済の状態で評価損益に組み込まれます。また、値洗いにより発生する評価損益を証拠金預託額と合算し純資産額を算出します。

(6) ロスカットの取扱い

当社は、お客様の証拠金維持率（建玉されている通貨ペアに関する必要証拠金額に対する純資産額の割合）が100%を下回った場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において建玉を反対売買して決済します。（「ロスカットルール」といいます。）ただし、建玉を反対売買時に、一部の建玉で決済取引が執行されなかった場合には、残建玉にて再評価を行った証拠金維持率が100%上回っている場合は、そのまま建玉が保持されます。

(7) ロスカットルール

お客様の証拠金維持率が100%を下回った場合、発注中の注文がある場合は原則全ての注文をキャンセルして全ての建玉の反対売買を行います。

なお、ロスカットルールは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、ロスカット条件の成否について、当社が一定の間隔で監視を行い、判別後に反対売買の執行を行う関係上、ロスカットの基準価格となるレートでの約定を保証できるものではなく、外国為替相場の変動によっては、お客様が当社に預託された資金を上回る損失が生じる可能性もあります。また、価格配信が停止となった際には建玉の評価が行えなくなり、ロスカットによる売買執行できなくなります。その後、価格配信の再開後に建玉の評価やロスカットによる売買執行を行うこととなりますが、再開後以降の価格で反対売買が執行されることからお客様が当社に預託された資金を上回る損失が生じる可能性もあります。

○決済に伴う金銭の授受

(1) 差金決済

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

{ 建玉決済通貨単位 × 約定価格差（円） } × 取引数量 + 累積スワップポイント

(注) 約定価格差とは、決済の対象となった建玉の転売又は買戻しに係る約定価格と当初の買付取引又は売付取引に係る約定価格との差をいいます。

○課税上の取扱い

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。

当社は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

別紙 取引通貨ペア一覧

※キャンペーン他による取引等内容の一時的な変更については、HP 等で期間や条件をご確認ください。

取引通貨 ペア略称	取引通貨ペア名称	最小変動幅（呼値）
USD/JPY	米ドル/日本円	0.001 日本円
EUR/USD	ユーロ/米ドル	0.00001 米ドル
AUD/JPY	豪ドル/日本円	0.001 日本円
CAD/JPY	加ドル/日本円	0.001 日本円
CHF/JPY	スイスフラン/日本円	0.001 日本円
EUR/JPY	ユーロ/日本円	0.001 日本円
GBP/JPY	ポンド/日本円	0.001 日本円
NZD/JPY	NZ ドル/日本円	0.001 日本円
AUD/CAD	豪ドル/加ドル	0.00001 加ドル
AUD/CHF	豪ドル/スイスフラン	0.00001 スイスフラン
AUD/NZD	豪ドル/ NZ ドル	0.00001NZ ドル
AUD/USD	豪ドル/米ドル	0.00001 米ドル
EUR/AUD	ユーロ/豪ドル	0.00001 豪ドル
EUR/CAD	ユーロ/加ドル	0.00001 加ドル
EUR/CHF	ユーロ/スイスフラン	0.00001 スイスフラン
EUR/GBP	ユーロ/ポンド	0.00001 ポンド
EUR/NZD	ユーロ/NZ ドル	0.00001NZ ドル
GBP/AUD	ポンド/豪ドル	0.00001 豪ドル
GBP/CAD	ポンド/加ドル	0.00001 加ドル
GBP/CHF	ポンド/スイスフラン	0.00001 スイスフラン
GBP/NZD	ポンド/NZ ドル	0.00001NZ ドル
GBP/USD	ポンド/米ドル	0.00001 米ドル
NZD/USD	NZ ドル/米ドル	0.00001 米ドル
USD/CAD	米ドル/加ドル	0.00001 加ドル
USD/CHF	米ドル/スイスフラン	0.00001 スイスフラン
CAD/CHF	加ドル/スイスフラン	0.00001 スイスフラン
EUR/CZK	ユーロ/チェココルナ	0.00001 チェココルナ
EUR/HUF	ユーロ/ハンガリーフォリント	0.001 ハンガリーフォリント
EUR/NOK	ユーロ/ノルウェークローネ	0.00001 ノルウェークローネ
EUR/PLN	ユーロ/ポーランドズロチ	0.00001 ポーランドズロチ
EUR/SEK	ユーロ/スウェーデンクローナ	0.00001 スウェーデンクローネ
EUR/SGD	ユーロ/シンガポールドル	0.00001 シンガポールドル

EUR/ZAR	ユーロ/南アフリカランド	0.00001 南アフリカランド
GBP/HUF	ポンド/ハンガリーフォリント	0.001 ハンガリーフォリント
NZD/CAD	NZ ドル/加ドル	0.00001 加ドル
NZD/CHF	NZ ドル/スイスフラン	0.00001 スイスフラン
USD/CNH	米ドル/中国人民元	0.00001 中国人民元
USD/HKD	米ドル/香港ドル	0.00001 香港ドル
USD/HUF	米ドル/ハンガリーフォリント	0.001 ハンガリーフォリント
USD/MXN	米ドル/メキシコペソ	0.00001 メキシコペソ
USD/NOK	米ドル/ノルウェークローネ	0.00001 ノルウェークローネ
USD/PLN	米ドル/ポーランドズロチ	0.00001 ポーランドズロチ
USD/SEK	米ドル/スウェーデンクローナ	0.00001 スウェーデンクローナ
USD/SGD	米ドル/シンガポールドル	0.00001 シンガポールドル
USD/ZAR	米ドル/南アフリカランド	0.00001 南アフリカランド
AUD/SGD	豪ドル/シンガポールドル	0.00001 シンガポールドル
CHF/SEK	スイスフラン/スウェーデンクローナ	0.00001 スウェーデンクローナ
CNH/JPY	中国人民元/ 日本円	0.001 日本円
EUR/CNH	ユーロ/中国人民元	0.00001 中国人民元
EUR/DKK	ユーロ/デンマーククローネ	0.00001 デンマーククローネ
EUR/HKD	ユーロ/香港ドル	0.00001 香港ドル
EUR/MXN	ユーロ/メキシコペソ	0.00001 メキシコペソ
GBP/CZK	ポンド/チェココルナ	0.0001 チェココルナ
GBP/DKK	ポンド/デンマーククローネ	0.00001 デンマーククローネ
GBP/NOK	ポンド/ノルウェークローネ	0.00001 ノルウェークローネ
GBP/PLN	ポンド/ポーランドズロチ	0.00001 ポーランドズロチ
GBP/SEK	ポンド/スウェーデンクローナ	0.00001 スウェーデンクローナ
GBP/SGD	ポンド/シンガポールドル	0.00001 シンガポールドル
NOK/JPY	ノルウェークローネ/日本円	0.001 日本円
NOK/SEK	ノルウェークローネ /スウェーデンクローナ	0.00001 スウェーデンクローナ
NZD/SGD	NZ ドル/シンガポールドル	0.00001 シンガポールドル
SGD/JPY	シンガポールドル/日本円	0.001 日本円
USD/CZK	米ドル/チェココルナ	0.00001 チェココルナ
USD/DKK	米ドル/デンマーククローネ	0.00001 デンマーククローネ
ZAR/JPY	南アフリカランド/日本円	0.001 日本円

補足事項

※取り扱う 65 通貨ペアごとに同時に保有できる最大建玉数量計が異なります。

最大建玉数量

- 10,000,000: USD/JPY、EUR/USD、EUR/JPY、AUD/JPY、GBP/JPY、CAD/JPY、CHF/JPY、
GBP/USD、AUD/USD、NZD/USD、USD/CAD、USD/CHF、EUR/GBP、EUR/AUD、EUR/CAD、
EUR/CHF、EUR/NZD、GBP/AUD、GBP/CAD、GBP/CHF、GBP/NZD、AUD/CAD、AUD/CHF、
AUD/NZD、CAD/CHF、EUR/HUF、EUR/SGD、GBP/HUF、NZD/CAD、NZD/CHF、USD/HUF、
USD/MXN、USD/PLN、USD/SGD、USD/ZAR、EUR/MXN、ZAR/JPY
- 7,500,000 : NZD/JPY
- 5,000,000 : USD/CNH、AUD/SGD、CNH/JPY、EUR/CNH、NZD/SGD、SGD/JPY
- 2,000,000 : EUR/NOK、EUR/SEK、USD/NOK、USD/SEK、CHF/SEK、GBP/NOK、GBP/SEK、GBP/SGD、
NOK/JPY
- 1,000,000 : EUR/CZK、EUR/PLN、EUR/ZAR、USD/HKD、EUR/DKK、
EUR/HKD、GBP/CZK、GBP/DKK、GBP/PLN、NOK/SEK、
USD/CZK、USD/DKK

※4%超の必要証拠金額を必要とする通貨ペア

取引数量に対する必要証拠金額の割合

- 5 % :USD/PLN、EUR/CZK、ZAR/JPY
- 10% :AUD/SGD、CHF/SEK、CNH/JPY、EUR/CNH、EUR/HKD、EUR/MXN、EUR/PLN、
GBP/NOK、GBP/PLN、GBP/SEK、NOK/JPY、NOK/SEK、NZD/SGD、SGD/JPY、USD/CNH
- 20% :USD/HKD、GBP/SGD
- 50% :EUR/DKK、GBP/CZK、GBP/DKK、USD/CZK、USD/DKK

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

店頭外国為替証拠金取引口座の開設を申し込まれる前に、本説明書をご熟読いただき、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクを十分にご理解ください。なお、お申し込みの際には、本説明書を受領し、お客様の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差し入れをお願いしております（説明書の交付・確認書の差し入れは電磁的方法により行われます。事前に電磁的方法による交付等に関する規約への承諾をお願いします。）。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の開設手続

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、店頭外国為替証拠金取引約款にご承諾いただき、当社規約やルール等にご同意いただいたうえで店頭外国為替証拠金取引口座の開設をお申込みください。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。また、なお、当社では口座開設基準を設けており、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等を考慮したうえで口座の審査を行います。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

a. 注文する通貨の組合せ(通貨ペア)

b. 売付取引又は買付取引の別

c. 注文数量

d. 価格（指値又は成行）（指値は、当社が提示するアスク価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。）

※指値注文の場合、その入力事項（指値注文、逆指値注文）

e. 注文の有効期間

f. その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

(4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建

玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。また、お客様の投資判断により両建て取引（同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと）が行うことができます。ただし両建て取引については、お客様にとって、アスク価格とビッド価格の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠く取引であることを認識したうえで行ってください。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(6) 手数料

取引にかかる手数料は、新規・決済取引とも無料です。

（消費税が発生する場合は、手数料とともに徴収いたします。）

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は四半期ごと（残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金（証拠金に充当する有価証券等を含みます。）及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨電磁的方法による承諾をして下さい。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、当社が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様

の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引につき、お客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）

が金融庁長官が定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が維持必要証拠金額に不足する場合に、速やかに当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 概要

商号 : あさひマーケット株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第250号
加入する協会 : 一般社団法人 金融先物取引業協会
本店所在地 : 東京都港区赤坂2丁目13番1号ルーセント赤坂3階
設立 : 平成16年5月
連絡先 : (本社代表電話) 03-3320-7111
(お客様問い合わせ窓口) 03-6866-2804
(メールアドレス) support-jp@thinkmarkets.com
資本金 : 248,400,000円

(2) 苦情受付窓口

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間 : 午前10時00分～午後5時00分（平日のみ）
窓口 : お客様相談窓口
受付方法 : メール、電話の手続きを受け付けています

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、お客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号 : 0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL : <https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- ・アスク（ASK）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ることにより決済する方法をいいます。

- ・売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。売りポジションともいいます。

- ・買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。買いポジションともいいます。

- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- ・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

- ・純資産額（じゅんしさんがく）

証拠金預託額にお客様の建玉の評価損益を加えた額をいいます。

- ・証拠金（しょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる証拠金をいいます。

- ・証拠金維持率（しょうきんいじりつ）

建玉されている通貨ペアの必要証拠金額に対して、利用口座の純資産額が何%に該当するかを

算出したものです。

- ・証拠金預託額（しょうこきんよたくがく）

証拠金の受入れ額から引出し額及び手数料等諸経費を控除した額に、実現した取引損益（スワップポイント含む。）の額を合計した額をいいます。

- ・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- ・スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

- ・追加証拠金（ついかしょうこきん）

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- ・建玉（たてぎょく）

買付取引又は売付取引によって生じた持ち高であり、未決済の状態で継続中の取引のことをいいます。ポジションともいいます。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱

うよう申し出ることができます。

- ・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

- ・媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者がお客様の注文を他の金融商品取引業者に当該お客様の名前でつなぐ取引をいいます。

- ・ビッド（BID）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

- ・必要証拠金額

(i) 新たな注文に係る通貨ペア及び(ii) 建玉されている通貨ペア、それぞれの取引数量に現在の取引レート（成行注文の場合。指値注文・逆指値注文の場合には、お客様の指定するレート。）を乗じた金額の合計額の4%以上に相当する円価額です。なお、通貨ペアにより4%超の必要証拠金額を必要とする場合があります。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

(2022年2月21日 制定)
(2022年6月1日 改定)
(2022年9月5日 改定)
(2023年2月1日 改定)
(2023年8月1日 改定)
(2024年7月1日 改定)
(2024年10月5日 改定)
(2024年11月14日 改定)
(2025年3月30日 改定)
(2025年6月20日 改定)

店頭外国為替証拠金取引約款

第1条（本約款の趣旨）

本約款は、お客様があさひマーケット株式会社（以下「当社」という）との間で、インターネットを利用して行う店頭外国為替証拠金取引（以下、「本取引」という）及び店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「本口座」という）に関する取り決めであり、お客様には、本取引を行うにあたり、本約款のすべての条項に同意していただくものとします。

第1条の2（定義）

本約款において用いられる用語は、本約款において別途定義された場合又は文脈上明らかに別異に解すべき場合を除き、「店頭外国為替証拠金取引説明書」における用語の定義と同一の意味を有するものとします。

第2条（自己責任の原則）

お客様は、「店頭外国為替証拠金取引説明書」及び本約款を熟読し、本取引の内容及び仕組みを理解の上、これらの書面に記載されている事項をすべて了解して、自らの判断と責任において当社と本取引を行うことを承諾するものとします。

第3条（本口座の開設）

お客様は、本取引を行うことを目的として、当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、当社所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、本口座を開設できるものとします。

2. お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断した場合は、口座開設の申込みを受け付けません。

3. 当社は、お客様の口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、同施行令及び同施行規則に定めるところにしたがい、本人確認を行います。

4. 店頭外国為替証拠金取引に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップポイント等金銭の計上は、すべて本口座内の利用口座で処理されます。

5. お客様が当社と本取引を行うには、各利用口座への入金（異なる利用口座からの振替含む）が必要となります。入金された金銭は、証拠金として扱われます。

6. お客様は、利用口座の純資産額がマイナス（以下「超過損失」という）となった場合には、当該超過損失分を当社に直ちに弁済するものとします。

第4条（決済）

本取引は、2 営業日後を受渡日として異なる2 国間の通貨を売買する取引ですが、当該売買総代金を授受せず、反対売買（転売・買戻し）を行い、その差額の授受により決済（差金決済）を行います。

第5条（ロールオーバー）

本取引では、当社が定めるスワップポイントをお客様に提示する限り、お客様は前条に定める受渡日を翌日にロールオーバー（繰り延べ）することができ、反対売買により決済するまで継続して建玉を保有することができます。

第6条（取引レート）

お客様は、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示したレートが本取引に適用されることを承諾するものとします。なお、本取引における各注文の実際の約定レートは、お客様が意図したレートと一致しないことがあります。

第7条（証拠金）

お客様は、本取引を行うに際し、純資産額が常に必要証拠金額以上となるよう、金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとします。

2. 当社は経済情勢の変化、法令・規則の改正等に伴い必要証拠金額を変更することができるものと

し、変更したときは、お客様の建玉及び未約定の新規注文に対しても変更後の必要証拠金額が適用されるものとします。

3. お客様は、証拠金預託額のうち、必要証拠金額を超過する額（建玉保有時は一定の余裕額は除く）を引き出すことができます。

4. お客様から前項の超過する額の全部または一部の返還請求があったときは、当社は、その請求があった日から起算して原則4 銀行営業日以内に、当該請求に係る金額をお客様があらかじめ指定する金融機関の口座に日本円で振込みいたします。但し、お客様の過失や天災等の不可抗力と認められる事由がある場合や当社運用上やむを得ない事由がある場合においては、前述の4銀行営業日以内に当社から振込をおこなえないことがあります。

5. 当社が、前項に定める振込みを通常の手続きにしたがって行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、または前項但し書きにより当社が振込みを行わなかった結果、お客様に損失または損害が発生しても、当社は一切の責任を負いません。

6. お客様が当社に預託する証拠金に対して、当社は付利いたしません。

第8条（取引時間及び注文受付時間）

取引に係る取引時間及び注文受付時間は、当社が「店頭外国為替証拠金取引説明書」に定めるものとします。

第9条（取引数量）

取引においてお客様が取引できる取引数量等は、当社が「店頭外国為替証拠金取引説明書」に定める範囲内とします。

第10条（注文または申込の取消・変更）

お客様は、本取引の未約定注文に限り当社が定める注文受付時間内に取消あるいは変更することができるものとします。

第11条（約定の訂正・取消）

取引において約定が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、当該取引を訂正または取消することができるものとします。なお、約定が取消されることにより生じるお客様の損失・損害については、当社は一切その責任を負わないものとします。

- (1) 各利用口座の純資産額が、必要証拠金額に満たない場合の新規取引
- (2) お客様の取引の内容が、法令、規制等に反するものであった場合
- (3) 何らかの理由で市場価格に基づかないレートにより約定した場合
- (4) その他、取引の健全性に照らし、当社が不適当と判断した場合

第12条（各利用口座におけるロスカットルール）

お客様の純資産額がお客様の建玉に関する必要証拠金額を下回ることとなる水準（証拠金維持率が100%を下回ることとなる水準（以下、「ロスカット水準」という））に取引レートが達した場合、当該時点をもってお客様の利用口座をロスカットの対象と判断します。ロスカットの対象と判断された利用口座についてお客様の未約定注文の全部を強制的に取消した上で、当社は、お客様に事前に通知することなく、建玉の全部または一部を成行注文により反対売買し決済（以下「ロスカット」という）できるものとし、当該決済によって生じる損失は、すべてお客様に帰属するものとします。

2. 前項のロスカットによる反対売買は、成行注文で発注される性質上、ロスカット水準の基準となるレートで約定することを保証するものではありません。

3. ロスカットは、お客様の損失がロスカット水準にとどまることを保証するものではなく、お客様が預託された証拠金以上の損失が発生する場合があります。

第13条（期限の利益の喪失）

お客様に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社またはお客様からの通知・催告等がなくとも、お客様は、当社に対する本取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止、破産手続、または民事再生手続の申立があった場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全処分または差押の命令、通知が發送された場合
 - (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があった場合
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合
 - (6) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となった場合
 - (7) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難または不可能になった場合あるいは死亡した場合
 - (8) お客様の取引口座開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があった場合
 - (9) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断した場合
 - (10) お客様が何らかの犯罪に加担している虞があると客観的情報により当社が判断した場合
2. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は、当社の請求によって当社に対する取引に係るお客様の債務の期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。
- (1) お客様の当社に対する取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した場合
 - (2) お客様の当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く）について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む）の申立があった場合
 - (3) お客様が外国為替市場の正常な取引慣行に反する行為を行ったと当社が判断した場合
 - (4) お客様が本約款、電子取引約款、その他当社が定める一切の取引約款・規定・規約のいずれかに違反した場合
 - (5) 前項4 号のほか当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

第14 条（支払不能または不能となる虞がある場合における決済方法等）

お客様が前条第1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が行っているすべての取引につき、未約定注文の取消及び建玉の決済をすることができるものとします。

2. お客様が前条第2 項第1 号に掲げる債務のうち、取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅延に係る取引の未約定注文の取消及び建玉の全部または一部を決済することができるものとします。

3. お客様が前条第2 項の各号のいずれか（前項の場合を除く）に該当し、当社からの請求があったときは、当社の指定する日時までに、お客様は、当社を通じて行っているすべての取引の未約定注文の取消及び建玉を決済するために必要な反対売買等を行うものとします。

4. 前項の日時までにお客様が必要な反対売買等を行わない場合には、当社が任意に、お客様の計算において未約定注文の取消及び建玉の決済に必要な反対売買等を行うことができるものとします。

5. 前各項の決済等を行ったことにより生じた損失及び逸失利益について、当社は一切その責任を負わないものとし、当該決済の結果、超過損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第15 条（不可抗力における決済方法等）

天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、当社の事業の継続が困難な状況に陥ったと当社が判断した場合には、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が当社を通じて行っている取引につき、当社は任意に、お客様の計算において未約定注文を取消し、かつ建玉の決済に必要な反対売買等を行うことができるものとします。

2. 前項の場合においては、前条第5 項の規定を準用するものとします。

第16 条（差引計算）

お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第13条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金その他の払い戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。

3. 前項及び前々項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社の定める利率により計算するものとします。また、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円建てに換算する場合は、当社の定める為替レートを適用するものとします。

4. 前各項により差引計算を行った結果、お客様に返還すべき証拠金がある場合は、当社は、あらかじめお客様が登録されたお客様ご本人名義の金融機関の口座にお振込みいたします。

第17条（担保物の処分）

お客様が当社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しなかった場合には、お客様が当社に差入れている担保物について、通知・催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらず、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができ、また、当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済を行うものとします。

第18条（占有物の処分）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客様の外国通貨、有価証券等を処分できることとし、この場合すべて前条に準じて取扱うものとします。

第19条（充当の指定）

債務の弁済または第16条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当するものとします。

第20条（遅延損害金の支払）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む）より支払を完了した日（当該日を含む）まで、年14.6%の割合（1年を365日として計算）による遅延損害金を支払うものとします。

第21条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する債権は、これを第三者に譲渡、質入れ、その他処分することができないものとします。

第22条（報告）

お客様は、第13条第1項6号から10号を除く各号及び同条第2項2号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し遅滞なく直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

第23条（手数料等諸経費）

お客様は、「店頭外国為替証拠金取引説明書」に定める手数料等諸経費を当社に対し支払うものとします。

第24条（届出事項の変更）

お客様は、当社に届出たお客様の氏名または名称、住所または所在地、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、直ちに当社が定める方法により変更手続をするものとします。なお、変更手続により、お客様が外国人PEPs（重要な公的地位を有する者）に該当することが判明し

た場合、お客様の取引毎に当社が指定する方法で本人確認を行い、その確認が終了するまでサービスの利用を全部または一部制限できるものとします。

2. 変更手続がなかったために発生した損失及び損害の一切は、お客様の責任に帰するものとします。

第25 条 （通知の効力）

お客様があらかじめ届出た住所または事務所の所在地またはお客様の電子メールアドレス宛に、当社からなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第26 条 （免責事項）

次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害について、当社は、一切その責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損失及び損害
- (2) 法令・規則等の変更または外国為替市場の閉鎖等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損失及び損害
- (3) 電信・電話、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すことができない事由により生じた損失及び損害
- (4) お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピューターシステム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動により生じた損失及び損害、または第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失及び損害
- (5) お客様ID 及びパスワードの誤入力、忘却等、お客様ご自身の責任により本取引に係る注文が出せなかったことにより生じた損失及び損害
- (6) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰することができない事由により、お客様のお客様ID 及びパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて行われた本取引により生じた損失及び損害
- (7) 当社所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、預託した有価証券等の返還その他の処理が行われたことにより生じた損失及び損害
- (8) 上記各号の事由によりお客様の注文あるいはロスカット、強制決済が執行されなかったことにより生じた損失及び損害
- (9) その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失及び損害

第27 条 （報告書等の作成及び提出）

当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を当社が日本国政府機関等に報告することに対し、お客様は異議を唱えないものとします。また、この場合、お客様は、当社の依頼に応じて、当該報告書、その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生したお客様の一切の損失及び損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第28 条 （解約）

次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は、本約款及び本約款に基づく各契約を解約できるものとします。但し、解約時においてお客様が当社と行う本取引の建玉が残存する場合、又はお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款その他本取引に係る契約は効力を有するものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより解約の申出をしたとき
- (2) お客様に第13 条各項各号のいずれかの事由が発生したとき
- (3) お客様が本約款、その他法令等に違反していると当社が判断したとき
- (4) 第34 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき
- (5) お客様が短時間での注文を繰り返し行い、他のお客様の取引、カバー取引、あるいは当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき

- (6) 12か月を超える期間にわたって、お客様の各利用口座に証拠金預託額がない場合
 - (7) 12か月を超える期間にわたって、お客様の取引がなく、かつ、お客様の各利用口座の証拠金預託額が1600円に満たない場合
 - (8) お客様が、取引と直接関係がない入出金(振替を含む)を繰り返し行っていると当社が判断したとき
 - (9) お客様の取引について本人以外が行っていると当社が判断したとき
 - (10) なりすまし取引や名義貸しが疑われる場合など、お客様が当社の運営方針に外れた態様で本取引およびサービスを利用していると当社が判断したとき
 - (11) お客様が当社の取引システム、システム機器、通信機器、端末機器、接続回線もしくはプログラムの不正な操作もしくは改変等または本取引システム以外のツール等を本取引システムに接続すること等により、当社の取引システムが想定する方法以外で取引または当社の取引システムでは通常実行できない取引を行っていると当社が判断した場合。
 - (12) 前各号の他、当社の判断するやむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき
2. 前項に定めるなかで、違反および禁止事項に該当した場合、当社は事前の通知なく該当口座を凍結し、過去にさかのぼって該当の取引を取り消す場合があります。これによって不足金が発生した場合、当社は不足金について請求できるものとします。また該当の取引によって当社が損害を被った場合、お客様はその損害に対し賠償責任を負うものとします。
3. 第1 項により本約款に基づく契約が解約された場合には、関連性が確認された口座における取引及び契約も同時に解約されるものとします。
4. 当社は、本条により解約された場合においてお客様に生じた損失及び損害については、当社に故意または重過失がない限り一切その責任を負わないものとします。

第29 条 (解約による清算)

- 前条の規定にしたがい本約款及び本約款に基づく契約が解約された場合、お客様の建玉があればすべての建玉を、お客様の計算において、当社が任意に反対売買して本取引を終了させることができます。
2. 前条の規定にしたがい本約款及び本約款に基づく契約が解約された場合、当社はお客様より預託されている証拠金を当社所定の方法で返還するものとします。
3. 前項に関わらず、お客様が当社に対して債務を負っている場合は、お客様は当該債務を解消するために必要な金額を、直ちに当社に支払うものとします。また、当社は当該債務が解消されるまで、預託された証拠金をお客様に返還しないことがあります。

第30 条 (サービス内容の変更)

当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引におけるサービスの内容を変更できるものとします。

第31 条 (情報サービスの個人利用)

- お客様は、当社が提供する為替相場等に関する情報サービスを、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等の利用は行ってはならないものとします。
2. 当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の判断により情報サービスのご利用を停止させていただくことがあります。

第32 条 (個人情報の取扱い)

個人情報の取扱いについては、別途公表している「個人情報保護方針」に準ずるものとします。

第33 条 (取引説明書の変更)

当社は、「店頭外国為替証拠金取引説明書」の変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に告知するものとします。

第34 条 (本約款の変更)

本約款の内容は、法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の業務上必要が生じた場合には変更されることがあります。

2. 前項の変更内容がお客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、予めその内容を当社の定める方法によりお客様に通知します。この場合、当社が定める期限までに異議の申出がないときは、お客様はその変更に同意したものとみなします。

第35 条 （適用法令及び合意管轄）

本約款は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。また、お客様と当社との間の本取引及び本約款に起因するまたは関する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2022年2月21日 制定)
(2022 年 9 月 5 日 改定)
(2024 年 7 月 1 日 改定)
(2024 年 10 月 5 日 改定)
(2025 年 3 月 30 日 改定)
(2025 年 6 月 2 日 改定)
(2025 年 6 月 20 日 改定)

取引約款補足条項

以下の取引約款補足条項（以下、「本補足条項」といいます）が店頭外国為替証拠金取引説明書（以下、「取引説明書」といいます）又は店頭外国為替証拠金取引約款（以下、「取引約款」といいます）と矛盾・抵触する場合、取引説明書又は取引約款が優先します。

1 はじめに

- 1.1 取引約款は、本補足条項で補足されその内容を含む基本契約であり、取引説明書及び口座開設申込書と合わせて、店頭外国為替証拠金取引を含む取引行為に関する当社とお客様との間の本契約の条件を定めています。本契約は、当社がお客様に提供する取引サービスに適用されます。
- 1.2 口座開設の申込み、当社への注文、又は当社との取引開始に先立ち、十分に時間をとって本契約を読み、理解してください。本契約に関してご質問がある場合には、当社までご連絡ください。本契約のいずれかの部分がお客様に適用されない旨を当社が書面により合意した場合を除き、当社は取引サービス、特にお客様と当社との間の取引に関する全ての条件が本契約に定められているものとして取り扱います。当社が執行する注文は、本契約に基づき法的拘束力を有し、執行可能なものです。お客様は、口座開設申込書に記入及び署名し、又は当社ウェブサイト若しくはモバイルアプリを通じて口座開設申込書を電子的に提出することにより、本契約の規定を受け入れることを確認します。
- 1.3 当社は随時追加のサービス又は商品を提供する場合があります。追加のサービス又は商品には、特約が適用される場合があります。
- 1.4 本補足条項において用いる用語及び表現は、第24.4条に定める意味を有します。

2 当社の電子取引サービス、当社のお客様との取引及びお客様の口座

- 2.1 当社の取引サービスは電子サービスであり、お客様は当社及び当社の取引サービスに関する情報（本契約及び当社の公正な執行方針を含みます。）並びにそれらの変更について、当社から当社ウェブサイト、取引プラットフォーム又は電子メールを通じて電子的に交付を受けることに同意します。当社はお客様に対し本契約に記載の情報又は文書を書面で送付することがありますが、この場合、事務手数料を請求させていただく場合があります。
- 2.2 当社は本契約上、お客様の代理人ではなく取引の当事者である本人としてお客様と取引します。つまり、取引は全て当社とお客様との間で直接合意され、当社がお客様の全ての取引の相手方となります。

当社が別途書面により合意する場合を除き、お客様は他者の代理人ではなく、取引の当事者である本人として、当社と取引します。

- 2.3 当社はお客様を特定投資家以外の顧客として取り扱います。

- 2.4 当社は、本契約に基づくお客様とのすべての取引について執行のみ行います。従って、お客様は注文又は取引の提案、取引戦略の提案、市場の事実情報又は分析、マーケットコメント、又は当社からの他の書面若しくは口頭によるコミュニケーションを、特定の取引がお客様に適しているか又はお客様の財務目標を満たしているかに関する当社の見解を表明するものとみなすことはできません。お客様は、ご自身の口座に関して行う投資決定について、ご自身の判断に依拠しなければなりません。当社は、特定のサービス又は商品がお客様に適しているかを判断し、適していない場合には、お客様に適していない取引の可能性のある旨を警告し、取引を進める前に知識を深めるべく、いくつかの手続きを踏むようお客様に勧めることができるよう、お客様の投資知識及び経験に関する情報を取得することを法令により義務付けられています。当社が要求する情報をお客様が提供されない場合又はお客様の情報が不十分な場合には、お客様の口座を開設できない場合があります。
- 2.5 お客様は、お客様が当社に提供する情報が正しいことを保証します。口座開設申込書又は他の方法により当社に提供した情報に重大な変更（連絡先又は財務状況又は上記第2.7条に定める情報の変更を含みます）があった場合は、当社に直ちにお知らせください。
- 2.6 当社は異なる商品のために、異なる機能をもった異なる種類の口座を提供する場合があります。当社は、理由の如何を問わず口座の開設を拒否する権利を留保します。
- 2.7 お客様の口座は、基準通貨建とされ、即時換算が行われます。すなわち、当社は他の通貨建ての実現済損益、調整金、並びに料金及び手数料をお客様の基準通貨に換算してからお客様の口座に適用します。お客様の初期設定の基準通貨は、日本円です。当社による一の通貨（基準通貨等）の他の通貨への換算（名目上又は現実に）、又は逆の換算は、外国為替取引に該当します。
- 2.8 当社は、基準通貨以外の通貨建ての未実現利益及び未実現損失を随時お客様の基準通貨に名目値で評価又は換算する場合があります。これらの残高は当社が現実に換算したものではなく、お客様への参考情報の提供のみを目的としています。
- 2.9 お客様は、ご自身の建玉、必要証拠金額及びお客様の口座上の他のあらゆる動きを監視する責任を負うことを了承し、同意します。お客様は、いつでも取引プラットフォームにログインして口座情報にアクセスできます。

3 価格

- 3.1 当社からの価格の提示は、取引プラットフォームから入手可能です（以下、「価格提示」といいます）。価格提示は拘束力を有さず、お客様は取引の執行時に当社が提示する価格を受諾することに合意します。
- 3.2 マーケット時間中、当社はマーケットのために高い価格及び低い価格（以下、それぞれ、「価格」といいます）を提示します。
- 3.3 価格は、当社が裁量により選択する一又は複数の参照先（銀行及び金融機関データフィードを含みます）が提示する原資産の価格を参照して決定されます。当社は取引高及び流動性を含む一定の状況を考慮して価格を調整する場合があります。参照先が閉鎖されている

時又は参照先がない場合に行われた注文については、価格は当社が考えるその時点における原資産の市場価格を反映します。

- 3.4 価格及び当社による価格の計算方法は当社の絶対的裁量により決定され、価格の変更は即時効力を生じます。
- 3.5 当社は現在の価格に基づいてのみ注文を受け付けます。当社の支配外の事由が発生した場合、当社はお客様に価格を提供できない場合があります。
- 3.6 当社は、適用がある場合、お客様に代わり注文を執行する際、金融庁の要請にしたがい、公平な執行を行うようあらゆる合理的な措置を講じます。お客様に公平な執行を提供するための措置は、当社の最良執行方針に記載されています。
- 3.7 一定の取引については、スプレッドに当社の手数料部分が含まれる場合があります。スプレッドは当社の絶対的裁量により決定され、スプレッドの変更は即時効力を生じます。

4 お客様の売買注文

- 4.1 お客様が電子的に又はインターネットを通じて当社に連絡した際、該当する場合には、当社は、下記の情報又はその確認を求める場合がありますが、その義務を負うものではありません。
 - 4.1.1 お客様の口座番号
 - 4.1.2 追加の本人確認情報
 - 4.1.3 取引種別（例 証拠金FX）
 - 4.1.4 取引の売買の別
 - 4.1.5 取引の数量
 - 4.1.6 取引注文については、注文種別、注文価格、注文期限又は当社が提供する他の注文内容。
- 4.2 第4.1条に掲げる情報又はその一部は、すべてではありませんが、まとめて「注文」を構成します。
- 4.3 お客様はいつでも取引プラットフォームを通じて注文を行うことができます。取引プラットフォームの一機能又は取引サービスの一環としてお客様に提供する電子メール、テキストメッセージ又はインスタントメッセージ機能によって送信されたお客様の注文については、当社は受理せず、本契約上有効ではありません。

- 4.4 お客様は、取引プラットフォームを通じて受領した注文に基づいて当社が行動することを認めるものとします。お客様は、当社への注文手続においてお客様が起こした過失又は当社が受領しなかった注文について、当社を免責するものとします。
- 4.5 お客様は当社の取引プラットフォームを利用する場合、以下を確認し、受け入れます。
- 4.5.1 お客様は、取引プラットフォームで提示された価格で取引を締結することができる場合があります。
- 4.5.2 全ての取引は、当社からお客様に割り当てられた口座セキュリティ情報を使用して完了する必要があるため、当該ログイン名及びパスワードを有効に入力することにより、お客様は指定された取引を完了する権限を付与したことになります。
- 4.5.3 お客様は、口座セキュリティ情報の安全性及び機密性を確保しなければなりません。お客様に割り当てられたログイン名及びパスワードの安全性かつ機密性が保たれていないと考える理由がある場合、直ちに当社にご連絡ください。
- 4.5.4 お客様は、口座セキュリティ情報が無権限者により使用できないことを確保しなければなりません。
- 4.5.5 お客様は、口座セキュリティ情報の機密性を保持し、ご自身の口座セキュリティ情報を他の者に開示しない責任を負います。ご自身の口座セキュリティ情報が無権限者により使用されている疑いがある場合、直ちに当社の顧客対応部署に書面により通知してください。お客様の口座セキュリティ情報を利用してお客様の口座にアクセスした者の作為又は不作為により生じたあらゆる損失、責任、訴訟、手続、請求、損害及び/又は費用について、お客様が当該アクセスを許可したか否かにかかわらず、お客様が責任を負います。
- 4.5.6 当社は取引プラットフォームにアクセスするために必要な最低限の仕様を変更する場合があります、いつでも現在利用可能なサービスの運用上の変更及びサービス変更を行うことができます。当社は、当該変更について第20条に従いお客様に通知します。
- 4.5.7 当社は、あらゆる理由（セキュリティ、サービス品質、お客様による期限内の支払いの不履行又はお客様による本契約の規定の違反を含みますが、これらに限定されません）により、いつでも合理的行為としてお客様に通知することなく、取引プラットフォームへのアクセスの一時的な停止、撤回又は拒否を行うことができます。アクセスが停止された場合、その間、当社は単独の裁量により（通知の有無にかかわらず）以下を行うことができます。
- (a) お客様が建玉を決済することを認めるものの、新規の取引を締結することはできないようにすること。
- (b) 当社がお客様の建玉を当社がその時点において公正かつ合理的と考える価格で決済すること。この点につき、お客様は法律上認められる限度において当社に対しいかなる請求も行わないことについて合意します。

4.6 お客様は、以下を行ってはなりません。

- 4.6.1 ウイルス、トロイの木馬、ワーム、ロジックボム又はその他の悪意のある若しくは技術的に有害な素材を故意に導入することにより取引プラットフォームを悪用すること。
- 4.6.2 取引プラットフォーム又は取引プラットフォームに接続されたサーバー、コンピュータ又はデータベースに対する不正アクセスを試みること。
- 4.6.3 サービス妨害や分散型サービス妨害攻撃を含む、取引プラットフォームへの攻撃。

本条に違反した場合、刑事罰に該当する可能性もあります。当社は、関係する法執行機関に当該違反を報告することができ、お客様の身元を開示することでこれらの機関に協力します。このような違反があった場合、お客様の取引プラットフォームを使用する権利は予告なく直ちに停止されます。当社は、お客様の電子機器や設備に感染する可能性のある分散型サービス妨害攻撃、ウイルス、その他の技術的に有害な素材によって生じた損失や損害について、一切の責任を負いません。

4.7 当社は、注文が当社によって執行されるか、又はお客様の注文が撤回されたことを当社が認めるまでいつでも、合理的に行動して、お客様の注文を受け入れ、又は拒否することができます。

4.8 当社は、新規の注文を拒否する権利を有します。当社が注文の執行を拒否した場合、当社が拒否の理由を説明したり、当社がお客様と取引を成立させていない旨をお客様に通知する義務を負いません。このような注文を拒否する場合には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 4.8.1 価格が「気配値」として示されている場合
- 4.8.2 注文が指定のマーケット時間外に行われた場合
- 4.8.3 注文を当社がマーケットに設定した通常のマーケットサイズより大きく、又は最小マーケットサイズより小さい場合
- 4.8.4 お客様の利用可能証拠金が新規の注文による建玉に関する必要証拠金額に不足する場合
- 4.8.5 価格又は提示された取引がマニフェスト・エラーから派生した場合
- 4.8.6 当社の支配外の事由が発生した場合

4.8.7 債務不履行事由が発生した場合

4.8.8 お客様が本契約に基づき当社に負う金額を支払わない場合

4.8.9 お客様が複数の注文を当社に対して行い、合算して当社の通常のマーケットサイズを超過した場合

4.9 当社が上記第4.8条に定める事情を知らずに既に注文を執行済である場合、当社は裁量により当該注文を当初から無効のものとして扱い、又はその時点における当社の価格により決済することができます。

4.10 建玉が本第4条に従い決済され、又は本契約に従い終了、無効化若しくはその他の方法で決済されない限り、建玉は期限がある場合には期限まで、ない場合には無期限で保有することができます。建玉は期限にロールオーバーされます。

4.11 当社は、当社の通常の取引時間及び関係するマーケットのマーケット時間双方の時間内に限り注文を執行します。マーケット時間は、ウェブサイトのマーケット情報の「マーケット時間」の項目に記載されています。当社はマーケット時間の変更について第24条に従いお客様に通知し、変更は通知と同時に効力を生じます。

5 必要証拠金額

取引説明書に記載の「証拠金」の項目に従い、

5.1 建玉の注文を当社が受け入れるためには、お客様の利用可能証拠金が当該建玉に関する必要証拠金額を満たすのに十分でなければなりません。お客様の利用可能証拠金が当該建玉の必要証拠金額に満たない場合、当社はおお客様の注文を執行しません。

5.2 必要証拠金額はお客様が注文を行う際にお客様の口座に入金された資金としてお客様が支払う必要があり、建玉が決済されるまでは常に維持されなければなりません。建玉が決済されるまでは、必要証拠金額はいつでも増額又は減額される可能性があります（関係するマーケットの価格が変更された場合又は基準通貨と建玉の通貨の為替レートが変更された場合を含みますが、これらに限定されません）。

5.3 当社は、単独の裁量により（通知の有無を問わず）いつでも必要証拠金額を変更することができます。可能な場合、当社は第24条に従いお客様に変更を通知し、必要証拠金額の変更は即時に効力を生じます（当社がお客様に異なる通知した場合は除きます）。

5.4 お客様は、ご自身の口座及び建玉に適用される現在の必要証拠金額を知る責任を負うことを了承し、同意します。

6 ロスカットに関する規則

6.1 お客様の各利用口座の純資産額がロスカット水準を下回った場合、第12.1条に基づく債務不履行事由を構成します。この場合、約定前の注文がある場合には全ての注文をキャン

セルし、取引説明書に定めるとおり、反対売買によりすべての建玉を決済します。

- 6.2 上記第6.1条にかかわらず、当社はお客様の各利用口座の証拠金維持率がロスカット水準に達した場合にお客様の建玉が決済されることを保証するものではありません。
- 6.3 お客様は、お客様の口座を常に監視し、特に証拠金維持率をロスカット水準以上に維持する責任を負うことを了承し、同意します。
- 6.4 当社は、随時単独の裁量により時価評価額を決定する権利を有するものとします。
- 6.5 当社が有する他の救済手段に加え、お客様が支払を本契約に基づく期日に行わない場合、当社はお客様の建玉の全部又は一部を終了する権利を有します。

7 ステートメント

- 7.1 当社は、お客様に対するステートメントの交付により、お客様の口座に関する情報をお知らせします。ステートメントは、取引プラットフォーム上及びメールでお客様に提供されます。また、お客様からの要求があれば、当社はお客様にステートメントを郵送します。ステートメントの郵送をご希望の場合、当社は事務手数料を請求する権利を留保します。
- 7.2 お客様は、全てのステートメントを読み、正確であることを確認する責任を負います。お客様はステートメントを受領後、直ちに書面により反対の意思を当社に通知しない限り、ステートメントの内容を了承し、同意したものとみなされます。
- 7.3 お客様が行った注文についてステートメントを受領しない場合、直ちに当社の顧客対応部署に連絡してください。当社がお客様にステートメントを交付しない場合であっても、当社が第4.3条に従い執行済であることを確認した注文が無効とされるものではありません。第9条及び第10条に定める当社の権利に従った場合を含め、お客様の注文が理由の如何を問わず変更された場合、お客様には新しくステートメントが交付されます。

8 手数料及び料金

上記取引約款第23条（手数料等諸経費）に従い、

- 8.1 当社との取引には、スプレッド、手数料、第三者支払処理手数料及び休眠口座手数料を含む手数料及び料金があります。適用される手数料及び料金は、お客様の口座の実現済損益に影響を与える場合があります。
- 8.2 当社は、いつでも手数料及び料金を変更する権利を留保します。当社は、随時第20条に従いお客様の口座に当社が適用する現在の手数料及び料金の変更又は追加の手数料及び料金をお知らせします。第3.7条に従い即時に効力を生じるスプレッドの変更に関する場合を除き、当社はお客様に不利な手数料及び料金の変更について原則30日前までにお客様に通知します。
- 8.3 当社は、お客様に対する通知により、サービスの利用に関する新規の手数料及び料金を課すことができます。新規の手数料及び料金に同意されない場合、お客様は本契約を終了す

ることができ、新規の手数料及び料金は既存の取引には適用されません。本項に基づき本契約を終了した場合、全ての既存の取引は、本契約の終了後も存続します。

- 8.4 全ての手数料及び料金は、適用される消費税又は同種の税金を含みます。

9 支払、お客様の口座からの金銭の引出し及び当社の相殺権

- 9.1 本契約に基づき又は法令の要請によりお客様が行うべきすべての支払(お客様の口座から引き落とされる金額を含む)は、直ちにその全額が当社に支払われるべきものであり、第三者からではなく、お客様名義で保有されている口座から行われなければなりません。

- 9.2 お客様は、当社が第三者又は第三者の口座からのいかなる金銭の支払いも受領を拒否し、返却を試みることができること、また、当該受領拒否又は返却に関連してお客様が被ったいかなる損失、費用又は経費についても、お客様がその後当社に対する義務を怠ることによるものである場合を含め、当社は一切の責任を負わないことを了承し、これに同意します。

- 9.3 当社に対する支払を行う場合、別途合意のある場合を除き、

9.3.1 支払は、お客様の口座の基準通貨により行われるものとします。

9.3.2 当社は最低入金額を定める場合があります。

9.3.3 お客様の口座には、銀行手数料、事務手数料及び支払いに関連して発生したその他の送金費用をすべて差し引いた、清算済金銭が入金されます。

9.3.4 当社は小切手を受け入れません。

9.3.5 当社は第三者からの現金又は支払を受け入れません。

- 9.4 お客様が当社に対して負う金額は、以下のいずれかの方法により支払われなければなりません。

9.4.1 オンラインの銀行送金

9.4.2 当日扱いの銀行送金

- 9.5 お客様は、当社が注文を執行し、又は取引を締結するまでに、当社の指定口座に十分な資金を入金していなければなりません。当社は各取引について必要な必要証拠金額をお客様に示します。

- 9.6 お客様には、当社に対する未払額にかかる利息をお支払い頂きます。利息は支払期日から全額の支払い受領日まで、その時々適用される当社の適用基準金利の4%を超えない範

困で毎日発生し、要求に応じて支払うことが必要となります。適用される基準金利は、ご要望に応じて当社からお知らせいたします。

- 9.7 第9.6条及び第9.8条に定める当社の相殺権に服することを条件として、お客様の口座に資金がある場合、別段の合意がない限り、お客様は当社に対し出金を求めることができます。
 - 9.7.1 当社は、お客様名義の支払元に出金を行います。
 - 9.7.2 出金により生じる手数料は原則発生しません。
- 9.8 以下の場合、当社はおお客様に対する支払を留保する場合があります。
 - 9.8.1 お客様の口座に未実現損失がある場合
 - 9.8.2 当該支払により、お客様の口座残高が減額され、その時点における建玉について必要な必要証拠金額を下回ることとなる場合
 - 9.8.3 本契約に基づくお客様から当社に対する未払額がある場合
 - 9.8.4 本契約に関してお客様と当社との間に未解決の紛争又はそのおそれがある場合（お客様が取引約款に違反している場合を含みます。）
 - 9.8.5 当社が法令上留保を求められる場合
- 9.9 当社がおお客様の口座に入金を行い、その後に入金が誤って行われたことを発見した場合、当社は直ちに以下を行う権利を留保します。
 - 9.9.1 当該入金 of 組戻し
 - 9.9.2 当該入金がなければ発生しなかった建玉の無効化又は決済
- 9.10 上記第9.1条に従いお客様に対し即時の支払を求める当社の権利を毀損することなく、当社はいつでも以下の権利を有します。
 - 9.10.1 当社又は当社の協力会社（その関連会社も含む）がお客様のために保有している金銭を、お客様が当社又は当社の協力会社（その関連会社も含む）に保有している口座の一部又は全部に集結し、統合すること。
 - 9.10.2 お客様の口座（関連会社において保有する口座を含む）に関して発生した損失、お客様が当社に支払うべき金額、又はお客様の口座の借方残高を、当社がおお客様の他の口座（関連会社において保有する口座を含む）において、お客様に対する債務として保有している金額と相殺することができます。損失又は借方残

高が、そのようにして保有された金額の合計額を超える場合、お客様は直ちにその超過額を当社に支払わなければなりません。

- 9.11 お客様は、また、お客様の口座及び決済された建玉について、上記第9.10条に定める権利を行使するよう当社に求める権利を有します。
- 9.12 第9.10条又は第9.11条に基づく権利の行使があった場合、全ての支払義務は、お客様の当社に対する差引後の純額の支払義務又は当社のお客様に対する差引後の純額の支払義務に統合されます。

10 建玉に対する金利手数料

- 10.1 お客様が保有する建玉に対し、当社は以下の方法により、随時受渡日から建玉が決済されるまでの間の受取利息（このような建玉から得られる金利を「スワップポイント」といいます）を建玉に累積し、決済時にお客様口座に加算し、又は発生利息を建玉に累積し、決済時にお客様の口座から減算します。
 - 10.1.1 他の通貨の売却に対するある通貨の購入の場合、購入通貨の金利が売却通貨の金利より高いときは、これにより生じた利息又は利息額の一部が、建玉に累積し、決済時にお客様の口座に加算されます。
 - 10.1.2 他の通貨の購入に対するある通貨の売却の場合、売却通貨の金利が購入通貨の金利より高いときは、これにより生じた利息又は利息額の一部は、建玉に累積し、決済時にお客様の口座から減算されます。
 - 10.1.3 マイナス金利の場合、これにより生じた利息又は利息額の一部は、建玉に累積し、決済時にお客様の口座から減算されます。
 - 10.1.4 全ての場合において、金利は当社が随時通知を行うことなく決定する年利とします。

11 マニフェスト・エラー

- 11.1 マニフェスト・エラーとは、その時点でのマーケットの状況及びマーケット又は原資産の相場を考慮した場合に、当社又は第三者のいずれかの過失により重大な誤りとなった誤記、脱落又は誤った価格提示をいいます。例えば、誤った価格、日付、時刻若しくはマーケット、又は情報、情報源、コメンテーター、当局者、公式結果、発表の誤りや不明瞭などが含まれますが、これらに限定されません。
- 11.2 当社は、マニフェスト・エラーの発生を防ぐために合理的な措置を講じます。
- 11.3 注文がマニフェスト・エラーに基づく場合、当社は以下の権利を留保します。

- 11.3.1 注文をキャンセルし、又は注文が行われなかったものとして無効とすること。
- 11.3.2 注文により生じた建玉を決済すること。
- 11.3.3 建玉を無効化し、又はロールオーバーすること。
- 11.3.4 注文の執行又は受諾を拒否すること。
- 11.3.5 マニフェスト・エラーがあった場合に行われた及び/又は継続していたであろう注文と同じ条件となるよう注文を変更し、又は新規の注文を行うこと。
- 11.3.6 お客様のロスカット水準を変更すること。
- 11.3.7 お客様の必要証拠金額を引き上げること。
- 11.3.8 必要証拠金額を含む、お客様が当社に負う金額の即時の支払を求めること。
- 11.3.9 価格及びスプレッドを変更すること。
- 11.3.10 いずれかのマーケットの最小マーケットサイズ又は通常のマーケットサイズを変更すること。
- 11.3.11 いずれか又は全てのマーケットについて当社の通常取引時間を変更すること。
- 11.3.12 当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）又は当社の他の顧客を保護するために、状況に応じて当社が合理的と考える他の措置を講じること。
- 11.4 当社はマニフェスト・エラーを知った場合、その後合理的に可能な限り速やかに第11.3条に定める権利を行使します。お客様の注文がマニフェスト・エラーに基づくと考えられる場合は、お客様は直ちに当社の顧客対応部署に通知しなければなりません。
- 11.5 マニフェスト・エラーが発生し、お客様がマニフェスト・エラーに関連して当社から金銭を受領している場合、お客様は当該金銭を当社に直ちに支払うことに合意します。
- 11.6 当社の詐欺、故意の不履行又は過失がない場合、当社はマニフェスト・エラーから生じたいかなる損失、費用、請求又は費用請求についても責任を負いません。
- 11.7 取引約款第26条（免責事項）に従い、当社の合理的な見解により、当社の支配外の事由を構成する状況又は例外的な市況が存在すると判断することがあります。当社の支配外の事由には、以下が含まれます。
 - 11.7.1 ストライキ、ロックアウトその他の労働争議、暴動、サボタージュ、テロリズム、戦争（宣戦布告の有無を問いません）、暴動、内乱、国家非常事態（事実上又は

法律上かを問いません)、戒厳令、核、化学若しくは生物学的汚染、天災、疫病、検疫、害意による損害、事故、機器の故障、火災、洪水、サイクロン、地震、地滑り、爆発、水不足、暴風雨、電力供給の中断、公益事業の障害、電子、通信若しくは情報システムの故障又は中断

- 11.7.2 法律、政府命令又は規制要件の遵守、又は法律、規制若しくは規則(又は裁判所、法廷若しくは規制機関による適用又は公式解釈)の変更
 - 11.7.3 当社が通常本契約上注文を受け入れる一又は複数の原資産について、当社が秩序ある取引又はヘッジ活動を維持することを妨げる行為、事由又は事象
 - 11.7.4 取引所・市場の停止・閉鎖、当社が価格の根拠とする若しくは何らかの形で関連する事由の放棄・失敗、又は当該取引所・市場での取引若しくは当該事由に制限若しくは特別・異例な条件が課せられること
 - 11.7.5 いずれかの原資産のレベルの異常な変動又は流動性の異常な喪失、又は当社がこれらの発生を合理的に予測した場合
 - 11.7.6 伝送、通信又はコンピュータ設備の故障若しくは障害、電力供給の中断又は電子機器若しくは通信機器の故障
 - 11.7.7 関係する仲介ブローカー、取引所、清算機関、又は規制若しくは自主規制機関が理由の如何を問わずその義務を履行しなかった場合
 - 11.7.8 本契約に基づく当社の義務の全部又は一部の履行を妨げるその他の事由であつて、当社の合理的な支配の及ばない行為、事由、不作為又は事故により生じた又はこれらに起因するもの
- 11.8 取引約款第15条(不可抗力における決済方法等)及び第28条(解約)並びに第11.7条に従い、当社が当社の支配外の事由が発生したと判断した場合、当社は絶対的裁量により、いつでも通知なく、以下のいずれか又は複数の措置を講じることができます。
- 11.8.1 建玉を決済し、及び/又は注文を取消若しくは執行すること。
 - 11.8.2 建玉を無効化又はロールオーバーすること。
 - 11.8.3 注文の受入を拒否し、又は締結すること。
 - 11.8.4 お客様のロスカット水準を変更すること。
 - 11.8.5 お客様の必要証拠金額を引き上げること。
 - 11.8.6 必要証拠金額を含む、お客様が当社に負う金額の即時の支払を求めること。

11.8.7 価格及びスプレッドを変更すること

11.8.8 いずれかのマーケットの最小マーケットサイズ又は通常のマーケットサイズを変更すること。

11.8.9 いずれか又は全てのマーケットについて当社の通常取引時間を変更すること。

11.8.10 当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）又は当社の他の顧客を保護するために、状況に応じて当社が合理的と考える他の措置を講じること。

11.9 当社の詐欺、故意の不履行又は過失がない場合、当社は当社の支配外の事由から生じたいかなる損失、費用、請求又は費用請求についても責任を負いません。

11.10 当社は、原市場の関係する市場の市況に著しい障害があるという見解に達した場合、いつでも通知（以下、「障害通知」といいます）を行うことができます。これには、当社の見解では、関連市場の通常の事業過程において、又は国内若しくは国際的な金融政治若しくは経済状況により、又は為替管理により、原資産が利用できない状況が含まれます（例えば、対象通貨での預金を利用できない場合など）。

11.11 第11.9条に基づき障害通知が行われた場合、お客様と相手方が代替措置に合意するまでは当社の義務は停止されます。両当事者が受渡日までに合意に達した場合、これらの代替措置が適用されます。当該期間内に合意に達しない場合、各当事者は関係する取引上の自己の義務を免除されます。

12 債務不履行事由

取引約款第13条（期限の利益の喪失）に従い、

12.1 以下は、債務不履行事由を構成するものとします。

12.1.1 お客様が個人の場合、お客様の死亡又は意思無能力であること

12.1.2 （お客様が個人の場合）破産手続き、（お客様が会社の場合）清算手続き、管財人又は管財人の選任手続きの開始、又は（いずれの場合も）お客様が債権者との間で和議を行う場合又はお客様に関して他の類似若しくは同様の手続きが開始される場合

12.1.3 お客様の各利用口座の証拠金維持率がロスカット水準に達し、又はこれを下回ったこと

12.1.4 お客様が本契約上の支払期日内に支払を行わないこと

12.1.5 本契約においてお客様が行った表明又は保証が不実であり、又は不実となった

こと

12.1.6 当社が異常な取引状況と考える状況を利用したこと

12.1.7 法令の違反

12.1.8 本契約上のお客様の義務の不履行、又は、

12.1.9 当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）又は当社の顧客を保護するために下記第12.2条に定める措置を講じることが必要又は望ましいと当社が合理的に考える他の状況。これには、当社が以下に該当すると考える作為又は不作為を含みます。

(a) 過失

(b) 過誤

(c) 下記を含む故意の不正行為

(i) 手数料目的の過当売買又は他の種類の過当売買

(ii) スナイピング

(iii) マニフェスト・エラーを発生させ、又はマニフェスト・エラーに寄与すること

(iv) 原資産又は取引の価格を変動させること

(v) 過度なスキャルピング

(vi) 市場外価格の裁定取引

(vii) マネーロンダリング

(viii) 同一のトレーダーによる異なる口座の同時取引

(ix) 大規模な一方向の取引で取引資産のすべてを危険にさらすような取引パターン

(x) 過当なレバレッジの利用

(xi) 他の顧客と同一の電子的識別情報（IPアドレス等）又は他の顧客と通

信すること

(xii) 当社の価格、執行プロセス又は他の業務を操作すること

(xiii) 建玉に関連した本契約の重大な違反

12.2 お客様の口座に関連して債務不履行事由が発生した場合、当社は絶対的裁量により、いつでも通知の有無を問わず、以下のいずれか又は複数の措置を講じることができます。

12.2.1 必要証拠金額を含む、お客様の当社に対する債務の即時の支払を求めること。

12.2.2 お客様の建玉の全部又は一部の決済又は一部決済

12.2.3 実現済損益のお客様の基準通貨への換算

12.2.4 注文のキャンセル

12.2.5 取引が行われたかのように無効とすること

12.2.6 建玉の無効化又はロールオーバー

12.2.7 注文の受入又は執行の拒否

12.2.8 債務不履行事由がなかった場合に行われた及び/又は継続していたであろう注文と同じ条件となるよう注文を変更し、又は新規の注文を行うこと

12.2.9 お客様の口座の停止

12.2.10 お客様の口座での一又は複数の新規取引の開始

12.2.11 お客様の債務に関して保証を求めること

12.2.12 当社が合理的に必要と考える方法により建玉を決済し、又は取引を終了するようお客様に求めること

12.2.13 口座を結合、閉鎖又は統合し、当社の絶対的裁量により決定される方法により、お客様と当社との間の債権債務を相殺すること

12.2.14 お客様が当社に対して負っている偶発債務に対し、当社がお客様に対して負っている金額について、偶発事由が存続している限り留保すること

12.2.15 取引約款上の当社の相殺権の行使

- 12.2.16 お客様の口座に適用されるロスカットレベルの変更
 - 12.2.17 価格及びスプレッドの変更
 - 12.2.18 いずれかのマーケットに関する最小マーケットサイズ又は通常のマーケットサイズの変更
 - 12.2.19 全て又は一部のマーケットに関する当社の通常取引時間の変更
 - 12.2.20 新規の必要証拠金額の設定又はお客様の必要証拠金額の引き上げ
 - 12.2.21 本契約の解約、お客様の口座の閉鎖及びその後の注文の受入若しくは執行の拒否
 - 12.2.22 当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）又は当社の他の顧客を保護するために、状況に応じて当社が合理的と考える他のあらゆる措置を講じること
- 12.3 当社は、上記第12.2条に基づく当社の権利を行使する前に、合理的に実行可能な場合はお客様に通知を行うよう措置を講じますが、当社の絶対的な裁量により、お客様への事前通知なくこれを行うことが必要又は望ましいと判断する場合はこの限りではありません。ただし、当社が当該措置を講じなかった場合でも、当社が行った行為が無効になることはありません。
- 当社は、合理的に判断して、いつでもお客様の口座を停止することができます。お客様の口座が停止された場合、お客様は建玉を決済する以外の注文を当社に行うことはできません。お客様の口座が当社によって停止されてから14日以内に、お客様がすべての建玉を決済しない場合、当社は第12.2条に基づく措置のいずれかを取る権利を有するものとします。
- 12.4 上記第12.2条及び第12.4条に基づく措置を講じる当社の権利を制限することなく、当社は下記の場合にも個別の建玉を決済又は無効化することができます。
- 12.4.1 当社とお客様との間で建玉又は債務不履行事由に関し紛争がある場合。この場合、当社は紛争額を最小限にするため建玉の全部又は一部を決済します。
 - 12.4.2 お客様が当社の価格、執行プロセス又は他の業務を操作したことを当社が認識し、又は合理的に疑った場合。
 - 12.4.3 建玉に関連して本契約の重大な違反がある場合。
- 12.5 当社は、該当する事由の発生後いつでも第16条に基づき建玉を決済する権利を行使ことができ、次に利用可能な価格に基づきこれを行います。

13 表明及び保証

13.1 お客様は、以下を当社に対し表明及び保証し、本契約に基づき当社に注文を行う都度、当該表明及び保証が再度行われるとみなされることに同意します。

- 13.1.1 個人又は複数の個人の場合は、お客様が成人であり、能力を有していること
- 13.1.2 法人の場合、適法に設立され、法人化されており、本契約を締結するために必要な権限を有すること
- 13.1.3 お客様が口座開設申込書で当社に提供した情報が、その後のあらゆる時点において、あらゆる重大な点において真実、正確かつ誤解を招くものではなく、当該情報に変更があった場合には当社に速やかに通知すること
- 13.1.4 本契約の運用又は必要証拠金額を満たすお客様の能力又は支払能力に影響を与える事項について、当社に継続的に開示すること
- 13.1.5 本人として本契約を締結し注文を行うこと
- 13.1.6 本契約を締結及び交付し、各注文を行い、本契約上の自己の義務を履行する適法な権限を与えられており、当該締結、交付及び履行を授權するために必要なあらゆる行為を行っていること
- 13.1.7 全ての取引及び本契約はお客様に対し執行可能な法的拘束力を有する義務を構成すること
- 13.1.8 本契約及び注文に関しお客様が必要とするあらゆる権限及び同意を得ており、当該権限及び同意が完全に有効であり、それらの条件が遵守されていること
- 13.1.9 本契約及び各注文の締結、交付及び履行はあらゆる法域の法令若しくはお客様に適用ある規則又はお客様が拘束される契約に違反しないこと
- 13.1.10 当社と別段の合意がある場合を除き、口座開設申込書において特定した銀行口座以外の銀行口座から、当社のお客様の口座に金銭の送金（又はお客様の口座からの金銭の送金依頼）を行わないこと
- 13.1.11 お客様が保有する資金は、お客様が使用する権利を有する資金であり、違法な資金源から取得されたものではないこと
- 13.1.12 取引プラットフォーム、当社のウェブサイト又は取引プラットフォーム若しくは当社のウェブサイトにアクセスするために利用するソフトウェアに、ウイルス、ワーム又は他の同様の悪意ある要素をアップロード又は送信しないこと
- 13.1.13 価格をお客様自身の取引以外の目的に使用しないこと、及び価格を他の者に再

配布しないことに同意すること

- 13.1.14 当社の事前の書面による同意なしに、当社ウェブサイトの「ディープリンク」、他者への当社ウェブサイトの転売又はアクセスの許可、又は転売若しくは他の目的のための当社ウェブサイトに掲載された資料のコピーを行わないこと
 - 13.1.15 単独であれ他者と共同であれ、許容できない取引状況をもたらす行為を行わないこと。当該行為は、当社がお客様に払い戻しを求める権利、及び/又はすべての取引（及び関連する利益）を無効化する権利の対象となります。
 - 13.1.16 当社の価格設定方法を含む取引プラットフォームを操作し、又は不当に利用することを目的とした電子機器、ソフトウェア、アルゴリズム、又は取引若しくは取引戦略を使用しないこと
 - 13.1.17 本契約に基づいて当社が提供するサービスを、誠実に、公正に、かつ善意で利用すること
- 13.2 お客様は、当社との間で締結された取引の全部又は大部分が個人的な投資目的であり、事業目的ではないことを当社に表明し、保証します。
- 13.3 第12.1.5条及び第12.2条の当社の権利にかかわらず、本契約に基づき行われた表明又は保証にお客様が違反した場合、当社の裁量により、注文及び取引を当初から無効にするか、又はその時点での実勢価格で当社が終了させることができるものとします。

14 当社の責任の限定及び補償

取引約款第26条（免責事項）に従い、

- 14.1 債務不履行事由が発生した場合又はマニフェスト・エラーが発生した場合、お客様は、お客様の過失、過誤又は故意の不正行為、お客様による法令違反、又はお客様による本契約のいずれかの規定の違反に起因又は関連して発生した合理的な弁護士費用及び訴訟に関連して発生した費用を含むがこれに限定されないあらゆる性質の負債、請求、費用、損害を補償し、当社に損害を与えないものとします。また、お客様は、本契約の規定の執行により当社が被った損害、費用、経費（合理的な弁護士費用を含みます）を速やかに当社に支払うことに同意するものとします。本項に基づくお客様の義務は、本契約の終了後も存続するものとします。
- 14.2 当社は、お客様の注文で指定された時期に合わせて、取引の締結又はお客様若しくはお客様が指定した第三者への支払いを行うために合理的な努力を払うものとします。但し、当社は、資金がお客様の指定口座に到達するのが遅れたことにより発生した直接的、間接的、特別、偶発的、懲罰的又は派生的損害（利益の損失を含みます）については責任を負いません。

- 14.3 本契約のいかなる記載も、お客様が有する法令上の権利に基づく当社の責任を制限又は排除することを意図するものではありません。
- 14.4 第6.6条に服することとして、お客様は、取引の締結時点においてお客様の口座に関連して利用可能であった取引資源にかかわらず、取引の結果として実現した損失について責任を負うことを了承するものとします。
- 14.5 債務不履行事由又はマニフェスト・エラーによる当社の損失の算定又は軽減にあたり、当社は以下の一又は複数の行為を行う権利を有します。
- 14.5.1 未決済の取引の終了により建玉を具体化、解消、リバース、清算又は決済すること
 - 14.5.2 未決済の取引の評価日を指定すること
 - 14.5.3 未決済の取引の価額の計算方法を指定すること
 - 14.5.4 必要証拠金額を含むお客様の当社に対する債務の即時の支払を求めること
 - 14.5.5 お客様の建玉の全部又は一部の決済又は一部決済
 - 14.5.6 実現済損益のお客様の基準通貨への換算
 - 14.5.7 注文のキャンセル
 - 14.5.8 注文が行われなかったかのように無効とすること
 - 14.5.9 建玉の無効化又はロールオーバー
 - 14.5.10 注文の受入又は執行の拒否
 - 14.5.11 債務不履行事由又はマニフェスト・エラーがなかった場合に行われた及び/又は継続していたであろう注文と同じ条件となるよう注文を変更し、又は新規の注文を行うこと
 - 14.5.12 お客様の口座の停止
 - 14.5.13 お客様の口座での一又は複数の新規取引の開始
 - 14.5.14 お客様の債務に関する保証を求めること
 - 14.5.15 当社が合理的に必要と考える方法により建玉を決済し、又は取引を終了すること、又は口座を結合、閉鎖又は統合し、当社が絶対的裁量により決定する方法により、

お客様と当社との間の債権債務を相殺すること

- 14.5.16 お客様が当社に対して負っている偶発債務に対し、当社がお客様に対して負っている金額について、偶発事由が存続している限り留保すること
- 14.5.17 取引約款上の当社の相殺権の行使
- 14.5.18 お客様の口座に適用されるロスカット水準の変更
- 14.5.19 価格及びスプレッドの変更
- 14.5.20 いずれかのマーケットに関する最小マーケットサイズ又は通常のマーケットサイズの変更
- 14.5.21 全て又は一部のマーケットに関する当社の通常取引時間の変更
- 14.5.22 新規の必要証拠金額の設定又はお客様の必要証拠金額の引き上げ
- 14.5.23 本契約の解約、お客様の口座の閉鎖及びその後の注文の受入若しくは執行の拒否
- 14.5.24 当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）又は当社の他の顧客を保護するために状況において合理的と当社が考える他のあらゆる措置を講じること

15 市場における不正行為

- 15.1 お客様が当社と取引を締結する際、当社は、当社の裁量で選択した第三者機関に類似のポジションを持つことで、お客様に対する当社の債務をヘッジすることがあります。従って、お客様の取引は、原資産の外部市場に影響を与え、市場における不正行為の可能性を生み出すことがあります。
- 15.2 お客様は、本契約に基づいて当社に注文を行う都度、当該各表明及び保証が繰り返されるものとみなされ、また、以下の場合、お客様が当社に注文を行わないこと及び行ったことがないことを表明及び保証し、同意します。
 - 15.2.1 その注文により、お客様及びお客様と協調して行動する他の者が、原資産の価格に対して、原資産の保有可能な持分か、それ以上の持分を有することとなる場合
 - 15.2.2 下記に関する場合：
 - (a) 募集、発行、売出し又は他の類似の事由
 - (b) オファー、買収、合併又は他の類似の事由

(c) 企業金融活動

- 15.2.3 インサイダー取引、相場操縦又は他の市場における不正行為若しくは市場における違法行為を取り締まる法律に違反する場合
- 15.3 お客様が上記第13.2条の表明及び保証に違反した場合、又は違反していると疑う合理的な理由を当社が有する場合、当社は絶対的裁量により、理由をお客様に通知する義務を負うことなく、以下の措置を講ずることができます。
- 15.3.1 未決済の取引の決済により建玉を具体化、解消、リバース又は清算すること
- 15.3.2 未決済の取引の評価日を指定すること
- 15.3.3 未決済の取引の価額の計算方法を指定すること
- 15.3.4 必要証拠金額を含むお客様の当社に対する債務の即時の支払を求めること
- 15.3.5 お客様の建玉の全部又は一部の決済又は一部決済
- 15.3.6 実現済損益のお客様の基準通貨への換算
- 15.3.7 注文のキャンセル
- 15.3.8 注文が一度も行われなかったように無効とすること
- 15.3.9 建玉の無効化又はロールオーバー
- 15.3.10 注文の受入又は執行の拒否
- 15.3.11 債務不履行事由又はマニフェスト・エラーがなかった場合に行われた及び/又は継続していたであろう注文と同じ条件となるよう注文を変更し、又は新規の注文を行うこと
- 15.3.12 お客様の口座の停止
- 15.3.13 お客様の口座での一又は複数の新規取引の開始
- 15.3.14 お客様の債務に関する保証を求めること
- 15.3.15 当社が合理的に必要と考える方法により建玉を決済し、又は取引を決済すること

- 15.3.16 口座を結合、閉鎖又は統合し、当社の絶対的裁量により決定する方法により、お客様と当社との間の債権債務を相殺すること
- 15.3.17 お客様が当社に対して負っている偶発債務に対し、当社がお客様に対して負っている金額について、偶発事由が存続している限り留保すること
- 15.3.18 取引約款上の当社の相殺権の行使
- 15.3.19 お客様の口座に適用されるロスカット水準の変更
- 15.3.20 価格及びスプレッドの変更
- 15.3.21 いずれかのマーケットに関する最小マーケットサイズ又は通常のマーケットサイズの変更
- 15.3.22 全て又は一部のマーケットに関する当社の通常取引時間の変更
- 15.3.23 新規の初回必要証拠金額設定又はお客様の必要証拠金額の引き上げ
- 15.3.24 本契約の解約、お客様の口座の閉鎖及びその後の注文の受入若しくは執行の拒否
- 15.3.25 当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）又は当社の他の顧客を保護するために、状況に応じて合理的と当社が考える他のあらゆる措置を講じること
- 15.3.26 第13.2条の表明及び保証のいずれにも違反していないという、当社が満足する決定的な証拠を30日以内に当社に提供しない限り、お客様の全ての注文は、お客様が利益を確保した注文である場合、無効として取り扱うこと

16 取引プラットフォーム

- 16.1 お客様は、取引プラットフォーム上の全ての所有権及び知的財産権が、当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）、又は他の第三者サービスプロバイダー（又はそのライセンサー）によって所有されており、知的財産権及び他の適用法によって保護されていることを認めます。本契約に明記されていない限り、お客様は取引プラットフォームに関する知的財産権又は他の権利を受領しないものとします。
- 16.2 当社は、本契約の期間中、本契約に基づき、かつ本契約に厳密に準拠して、取引プラットフォームを使用するための個人的、限定的、非独占的、取消可能かつ譲渡不能なライセンスをお客様に付与します。
- 16.3 当社は、取引プラットフォームの一部を第三者からのライセンスに基づき提供する場合が

あります。お客様は、第24条に基づき当社が随時お客様に通知する、又はお客様と当該ライセンサーとの間で締結される別個の契約の対象となる、お客様の使用に関する追加条項及び制限に従うものとします。

16.4 本契約上明示的に認められた場合を除き、お客様は以下の行為を行ってはなりません。

16.4.1 取引プラットフォームの全部又は一部を他者へ提供すること

16.4.2 事前の明示の許可なく取引プラットフォームの全部又は一部をコピー又は複製すること

16.4.3 取引プラットフォームを改変若しくは翻案し、又は取引プラットフォームに基づく派生物を作成すること

16.4.4 取引プラットフォームのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行うこと、又はその他取引プラットフォームのソースコードを発見しようと試みることを

16.4.5 (i)他の顧客による取引プラットフォームの享受又は利用、又は(ii)取引プラットフォームに対する当社の権利、当社の協力会社（その関連会社も含む）の権利、又は外部サービスプロバイダの権利（該当する場合）について、侵害若しくは挑戦的な行動をとること、又はそのおそれのある行為を行うこと

16.5 お客様は、取引プラットフォームにおける当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）又は当社の外部サービスプロバイダの所有権又は知的財産権の侵害を知った場合、当社に直ちに書面により通知しなければなりません。

16.6 お客様は、取引プラットフォームに適用ある全ての法令を認識しており、お客様による取引プラットフォームの利用が全ての法令及び本契約を遵守して行われることを表明及び保証します。

16.7 お客様は、ご自身の電子ソフトウェア、デバイス及び機器の入手、維持及び互換性の確保の責任を負います。当社は、取引プラットフォームの使用により生じたお客様のデータ、ソフトウェア、コンピュータ、電子機器、通信機器又は他の機器の損失若しくは損害について、当該損失又は損害が当社の過失又は故意の不履行に直接かつ単独で起因する場合を除き、責任を負いません。

16.8 お客様は、ご自身の電子デバイス及び機器がウイルスや他のマルウェアに感染していないことを確保する責任があり、当社は、これを怠ったことにより発生した、いかなる損失についても責任を負いません。当社は、本契約に従った使用のために取引プラットフォーム及び当社ウェブサイトがアクセス可能であるよう、合理的な努力を払います。しかし、当社は、取引プラットフォーム又は当社のウェブサイトの性能に関して、又は、取引プラットフォーム又は当社のウェブサイトがアクセス可能であり、利用可能で中断されず、エラーがなく、又は特定の目的のためにお客様が使用する機器に適したものであることに関して、いかなる表明又は保証も行いません。

- 16.9 当社は、メンテナンス、修理若しくはアップグレードを行うため、又は取引プラットフォーム若しくは当社ウェブサイトの性質、機能、構成、利用可能性を変更するために、理由の有無にかかわらず、お客様への事前通知なしに、いつでも取引プラットフォーム又は当社ウェブサイトの全部又は一部、又はお客様の取引プラットフォーム若しくは当社ウェブサイトへのアクセスを一時停止又は終了することができます。
- 16.10 当社は、以下の場合、お客様に対し契約上、不法行為（過失を含みます）又は他のいかなる責任も負いません。
- 16.10.1 取引プラットフォームの全部又は一部の遅延、瑕疵又は故障によりお客様が損失を被った場合、及び
- 16.10.2 取引プラットフォームを通じてお客様のコンピュータ・ハードウェア又はソフトウェアに対しコンピュータウィルス、ワーム又は類似のアイテムが導入された場合。但し、当社が当該導入を防ぐために合理的な措置を講じたことを条件とします。
- 16.11 本契約に基づくお客様の取引プラットフォームの使用に関連して、当社又は外部サービスプロバイダがお客様に提供する市場データ、市場解説若しくは分析、チャートパッケージ、又は他のデータ若しくは情報に関し、
- 16.11.1 当社及び当該プロバイダは、当該データ又は情報がいずれかの点において正確又は不完全である場合、責任を負いません。
- 16.11.2 当社及び当該プロバイダは、当該データ又は情報に基づくお客様の作為又は不作為について責任を負いません。
- 16.11.3 お客様は、当該データ又は情報を本契約に定める目的にのみ使用します。
- 16.11.4 当該データ又は情報は当社及びプロバイダ（該当ある場合）の所有物であり、お客様は当該データ又は情報の全部又は一部を第三者に再送信、再配布、公開、開示又は表示しません。
- 16.11.5 お客様は当該データ又は情報を法令に従ってのみ利用します。
- 16.11.6 お客様は、取引プラットフォームの利用に関して適用ある市場データの手数料及び料金を負担し、随時当社のウェブサイト又は取引プラットフォームに定めるとおり、
- (a) 当社又は当該プロバイダからの要請がある場合、お客様は速やかにデータ又は情報の利用者としてのご自身のステータスに関する情報を速やかに記入し、当社に提出します。
- (b) 当社ウェブサイト又は取引プラットフォームで随時指定される、お客様

による当該データ又は情報の利用及び/又は再配布に関するライセンス規約又は他の契約に合意します。

17 プライバシー及び機密保持

- 17.1 当社が取得する個人情報とは機密扱いとされ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含みます）により保護されます。当社は本契約に企図されるサービスを履行するために必要な個人情報のみを取得します。個人情報の取扱いの詳細を記載した当社のプライバシーポリシーは、当社ウェブサイトから、又は請求により入手可能です。
- 17.2 当社は、お客様から取得する情報及びお客様による当社サービスの利用に関してお客様が提供、作成、入力又は開発する資料及び/又はデータの機密性を保持するため、適切な注意を払います。しかし、当該情報、資料及び/又はデータがインターネットを通じて提供される場合があるため、お客様は、当社が当該情報、資料及び/又はデータの機密性の持続を保証しかねることを了承し、同意します。
- 17.3 お客様は、第三者がお客様に関する機密情報を取得するリスクを受け入れ、特に、当社に提供することを意図したお客様からの通信、又はお客様に提供することを意図した当社からの通信を第三者が傍受、アクセス、監視又は受信したことにより生じたいかなる請求についても、当社を免除し、補償します。
- 17.4 お客様は、当社がサービスの提供、供給、管理又は維持を目的として、又は適用ある法令を遵守するため、お客様の氏名及びお客様に関する他の個人及び財務情報を当社の従業員、ディレクター及び監査役、役員、代理人及び関係者並びに政府機関又は自主規制機関、インターネットサービスプロバイダ又は他の外部代理店若しくはサービスプロバイダに開示する場合があることを了承し、同意します。
- 17.5 適切な場合、当社が保有するお客様に関するあらゆる通信及び情報は、法執行機関及び規制機関に対し開示され、これらの機関により閲覧される場合があります。また、お客様は、全ての適用あるマネー・ロンダリング防止及びテロ資金供与防止に関する法令（当社との間の取引においてお客様が代表する者の身元に関する満足な証拠を取得又は提供する要件を含みますが、これに限定されません）を遵守することに同意します。
- 17.6 お客様は、口座開設申込書の該当するボックスにチェックを入れることにより、当社、当社の協力会社（その関連会社も含む）又はパートナーに対し、当社の事業又は当社の協力会社（その関連会社も含む）若しくはパートナーの事業について話すためにお客様に連絡することを許可します。その後、ダイレクトマーケティング活動についての連絡を停止するには、当社の顧客対応部署に書面によりご連絡ください。
- 17.7 お客様は、当社がお客様との通話を録音し、当社に対し送信された又は当社が送信した全ての電子メール及び電子通信を監視し、記録を保持する場合があることを了承し、同意します。当該記録は当社独自の財産であり、当社はお客様との紛争の場合や研修、監視及び法令順守の目的で当該記録を使用することができます。
- 17.8 お客様は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、その後の改正を含みます）を遵守するため、当社（又は当社の代理人）がお客様の本人確認を行うこと

を了承し、同意します。

また、お客様は、この目的でのお客様の氏名、住所及び生年月日を含む個人情報の開示に合意し、同意します。

18 顧客資金

- 18.1 お客様は、お客様の口座に払い込まれた資金（以下、「金銭」といいます）と他の顧客から受領した資金を単一の定められた信託口座に集約することに同意します。当該口座は金融商品取引法の要件に従い運用されます。
- 18.2 金銭に対する利息は、お客様に帰属しません。
- 18.3 お客様は、信託口座内の金銭は、金融商品取引法に基づき、当社が信託銀行又は信託会社と締結する信託契約によって管理されることに合意します。
- 18.4 預けられた金銭は、取引約款第3.5条に定める証拠金として取り扱われます。お客様は、取引約款第7.3条に基づき、証拠金預託額が必要証拠金額を超える範囲内で、金銭を引き出すことができます。
- 18.5 お客様の全利用口座が12カ月を超えて休眠状態にあり、お客様が権利を有するお客様の口座内の金銭が1600円を超える場合、当社は当該金銭を凍結資産として取り扱うことがあります。当社がお客様の所在を確認するために合理的な試みを行ってもなおお客様の所在を確認することができない場合、当社は当該金銭を現地の規則及び規制に従い取り扱います。取引約款第28.1条(f)及び(g)を参照してください。

19 紛争解決及び仲裁

取引説明書の「当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について」に従い、

- 19.1 本条が法律又は規制の要件と矛盾する部分を除き、本条に定める紛争解決手続が適用されるものとします。全ての当事者は、本契約又は本契約に基づく取引に関して生じる紛争を解決するようあらゆる合理的な努力を払わなければなりません。
- 19.2 本契約又はお客様の口座に関連して苦情がある場合、当社の苦情受付窓口にお申し出ください。
- 19.3 当社は、当社のサービスに関するお客様からの苦情や紛争について、当社と紛争解決手続実施基本契約を締結した、証券・金融商品あっせん相談センター（金融商品取引法に基づき金融庁長官から指定を受けた、第一種金融商品取引業者の指定紛争解決機関）を利用して対処し、又は解決に努めます。

20 通知

20.1 本契約に基づき又は本契約の目的のために行うことが求められ、又は認められるあらゆる通知（以下、「通知」といいます）は書面によるものとし、

20.1.1 お客様宛の場合、本契約に定めるお客様の住所又はお客様が書面により指定する他の住所宛てに料金前払いの書留郵便又は手渡しにより、又は当社が当社のウェブサイトへ通知を掲載して、行われるものとします。

(i) 当社のウェブサイトへ掲載された場合、通知は当社のウェブサイトへ掲載された3日後に行われたものとみなします。

(ii) 通知がお客様の住所宛てに送付された場合、通知は通知が発送された翌日に行われたものとみなします。但し、手渡しの場合には、通知は手渡し時に行われたものとみなします。

20.1.2 当社宛の場合、本契約に定める当社の住所又は当社が書面により指定する他の住所宛てに料金前払いの書留郵便又は手渡しにより行われるものとします。当該通知は通知が発送された翌日に行われたものとみなします。但し、手渡しの場合には、通知は手渡し時に行われたものとみなします。

20.2 本契約に基づき行われる通知は、以下の場合、電子メールにより送信することができます。

20.2.1 通知が、送信先の受信者が送信者に対し最後に通知したメールアドレス宛てに送信され、

20.2.2 送信者が送信した通知の電子コピー又は印刷したコピーを保管する場合。

20.3 電子メールにより送信された通知は、以下のいずれか早い時に行われたものとみなします。

20.3.1 通知が上述のメールアドレスに配信されたことを示す受信者の情報システムからのメール受領確認を送信者が受領した時

20.3.2 通知が受信者の支配下にある情報システムに到達した時

20.3.3 通知が受信者の従業員又は役員により最初に開封され又は読まれた時

20.4 お客様は、以下を確保する責任を負います。

20.4.1 お客様が最新の連絡先を常に当社に届け出ていること。連絡先情報の変更は、当社の顧客対応部署に対し、書面による通知が必要です。

20.4.2 お客様が取引プラットフォーム及び当社のウェブサイト随時掲載される全ての通知を適時に読むこと。

20.5 第5条に基づく注文に該当しないお客様からの当社宛の連絡は、(i) 電話、(ii) 郵送又は電子メールによる書面、又は(iii) 随時当社が定める他の方法により、お客様から行われなければなりません。電話、郵送又は電子メールによる連絡は、その目的で当社が当社のウェブサイトにて定める番号、本店住所又はメールアドレス宛てに行われることを要します。当該連絡は、当社が現実に受領した時に当社により受領されたものとみなされます。

20.6 お客様は、機械、ソフトウェア、コンピュータ、電気通信、又は他の電子システム障害によるものであるか否かを問わず、本契約に基づく当社（又はお客様）からの電子通信をお客様（又は当社）が受信できなかった場合又は遅延した場合であっても、当該通信又は当該通信に関連する注文が無効になったり、その他損なわれたりすることはないことを認識し、了承します。当社は、お客様（又は当社）による電子メール又は他の電子通信の受信不能又は遅延に直接又は間接的に起因するいかなる損失又は損害についても、その原因を問わず、お客様に対して責任を負いません。

21 本契約の変更

取引約款第34条の（本約款の変更）に従い、

21.1 当社はいつでも本契約及び本契約に基づく取引の条件を変更することができます。当社は当該変更をお客様に通知します。お客様は以下のいずれか早い時から変更拘束されることに合意します。

21.1.1 当社が通知を行った日の10日後

21.1.2 変更後にお客様が取引を締結した日

他のあらゆる変更は、当社とお客様との間の書面による合意が必要です。お客様が変更不同意しない場合、本契約を解約することができ、変更は遡及適用されません。この場合の解約は、お客様が保有する未決済の取引に関しお客様が負う義務又は当社の権利に影響を与えません。

22 解約

取引約款第28条（解約）及び第29条（解約による清算）に従い、

22.1 本契約は、お客様又は当社が相手方に対し書面による解約通知を行うことにより解約することができ、直ちに効力を生じます。但し、各当事者による解約は、締結済の取引又は他の取引に影響を与えず、本契約から生じる相手方の未履行の義務を免除するものではない

く、解約前に締結された取引から生じるお客様の義務を免除するものではありません。

22.2 当社が以下を知り、又は以下に該当すると考える理由がある場合、

22.2.1 お客様が当社に対し虚偽又は誤解を招く情報を提供したこと

22.2.2 お客様がマネー・ロンダリングやテロリズムへの資金提供に参加した若しくは参加しており、又は補助した若しくは補助していること

22.2.3 お客様が法執行機関及び/又は規制機関の公式の捜査の対象となっていること

22.2.4 債務不履行事由の発生

22.2.5 マニフェスト・エラーの発生

22.2.6 当社の支配外の事由の発生

この場合、当社は単独の裁量により、お客様に対する通知により、直ちに本契約を解約することができ、当社は単独の裁量により、本契約に定める又は本契約に企図される取引から生じるあらゆる義務（当社と締結済の取引から生じる義務を含みます）が免除されるものとします。

23 一般規定

23.1 本補足条項、口座開設申込書及び本契約に定める他の付属文書との間に齟齬がある場合、取引説明書及び取引約款（補足及び/又は変更を含みます。）が優先します。

23.2 本契約において参照する文書の英語版と他の言語への翻訳版との間に齟齬がある場合、齟齬の限度において日本語版が優先するものとします。

23.3 取引説明書の「税務上の取扱い」に従い、お客様は取引に関連して生じるあらゆる税金を負担します。当社は税法法令の変更についてお客様に通知する責任を負わず、お客様はあらゆる場合においてご自身の取引に関する税務上の助言を取得する責任を負います。

23.4 本契約のいずれかの規定が無効又は執行不能である場合、当該規定は本契約の他の部分から切り離され、他の部分を無効又は執行不能とするものではありません。

23.5 本契約又は法律により提供される権利又は救済手段の行使を当社が怠り、又は遅滞した場合であっても、当該権利又は救済手段の放棄を構成するものではなく、当該権利若しくは救済手段又は他の権利若しくは救済手段の将来における行使を妨げ又は制限するものではありません。当該権利又は救済手段の単独又は一部行使は、他の権利若しくは救済手段の将来の行使を妨げ又は制限するものではありません。

23.6 いずれの当事者もいかなる時点においても相手方のために、又は相手方の名義で契約を締

結したり、相手方の知的財産権をいかなる目的にも使用したりしてはなりません。本契約で明示的に規定されている場合を除き、いずれの当事者も以下の行為を行いません。

23.6.1 相手方の事前の書面による承認なく、他方当事者の名義又は知的財産権を使用すること

23.6.2 相手方の関連会社であり、又は相手方を代理する権限を有すると表示すること

23.7 本契約に基づきお客様が有する権利又は義務は、当社の事前の書面による同意なく譲渡、移転、売却又はその他移転することができません。但し、当社は、本契約に基づき有する権利又は義務をお客様の同意なく他の者に移転することができます。当該譲渡は、当社の主な顧客に損害を与えないと、一般人が予測する場合に限り行われるものとします。お客様は、当該移転を実行するために当社が合理的に必要とする書類(更改契約を含みます。)を締結します。お客様が当社による権利の譲渡に同意しない場合、本契約を解約することができます。但し、この場合の解約は顧客が負う義務又は顧客が保有する未決済の取引に関する当社の権利に影響を与えません。

24 解釈及び定義語

24.1 本補足条項において、文脈上別途求められる場合を除き、

24.1.1 条項は、本補足条項の条項を指します。

24.1.2 法令、法令の規定、下位法令、規制、又は適用法域における規制当局の規則への言及は、随時改正され効力を生じている当該法令、規制及び規則、及び当該法令を（修正の有無にかかわらず）再制定又は統合する法令への言及と解されるものとします。

24.1.3 日時は日本国東京の日時とします。

24.1.4 いずれかの性への言及は、他の性への言及を含むものとします。

24.1.5 「含む」、「含み」、「特に」又は類似の表現に続く語句は、例示として解釈されるものであり、これらの語句に先行する語句、説明、定義、フレーズ又は用語の意味を限定するものではありません。

24.2 条項の表題は、本補足条項の解釈に影響しないものとします。

24.3 「者」とは、自然人、法人又は非法人組織（別個の法人格を有するかを問いません。）及びそれらの代表者、承継人及び許可された譲受人を含みます。

24.4 本補足条項において、大文字で始まる用語及び表現は、以下の意味を有します。

「口座」とは、お客様が本契約に基づき証拠金取引を可能にするお客様の当社に対する口

座を意味します。当社は、お客様が複数の口座を保有することを許可する場合があります。

「**口座開設申込書**」とは、本契約に基づき、お客様が当社に口座を開設するために記入する、当社が作成した電子書式を意味します。

「**口座セキュリティ情報**」とは、お客様が取引プラットフォームにアクセスするために、随時お客様に提供される口座番号、パスワード及びその他のセキュリティ情報であって、お客様が本契約に基づき当社と取引する目的でお客様を識別するために当社が必要とするものを意味します。

「**本契約**」とは、店頭外国為替証拠金取引約款、本補足条項、口座開設申込書、リスク警告通知及びそれらで言及されているその他すべての付属文書を意味し、それらの改訂版も含むものとします。

「**関連会社**」とは、当社の持株会社又は子会社、及び当該持株会社のその他の子会社を意味します。

「**利用可能証拠金**」とは、お客様の純資産額から建玉に関する必要証拠金額を差し引いた金額を意味します。お客様の利用可能証拠金を評価する際には、当社の裁量により決定する追加的要因を常に考慮します。利用可能証拠金は、取引プラットフォームに掲載されています。

「**基準通貨**」とは、日本円を意味します。

「**営業日**」とは、土曜日、日曜日又は日本（東京）における祝日以外の日を意味します。

「**顧客**」とは、口座開設申込書及び/又は関連書類に記載された顧客、その子会社、関連会社、承継人及び/又は譲受人、並びにその役員、取締役、従業員及び代理人を意味します。

「**顧客対応部署**」とは、当社の顧客サービスを行う部署を意味し、当社のウェブサイト上でその目的のために指定された電子メールアドレス及び電話番号により、連絡することが可能です。

「**実現済損益**」とは、建玉の決済又は失効に起因するお客様の損失又は利益（該当する場合）を意味します。

「**取引**」とは、顧客が、当社から通貨を購入又は売却することに同意する、又は当社のサービスを受けるために当社とその他の取引を行うことに同意する取引を意味します。

「**取引仕様書**」とは、当社のウェブサイトに掲載される電子文書を意味し、各マーケットの取引条件や詳細が記載されています（ロットサイズ又は取引サイズ、最小取引サイズ、スプレッド、レバレッジ、及び取引時間など、を含みますが、これに限りません）。

「**日**」とは、当社が指定する場所で、商業銀行がその目的のために営業（外国為替取引の取扱いを含む）を行っている日を意味します。

「**純資産額**」は、取引説明書の「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」に記載されている意味を有します。

「**債務不履行事由**」とは、第12.1条で定める意味を有します。

「**当社の支配外の事由**」とは、第13.1条に定める意味を有します。

「**最良執行方針**」とは、当社が注文を執行する際に、適用される金融庁の要件及び法規制に従って、お客様にとって最良の結果を得るためにあらゆる合理的な手段を講じることを保証するための、当社の執行体制について記載した文書を意味します。当社の最良執行方針は、当社のウェブサイトに掲載されており、随時改正されます。

「**金融商品取引法**」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます）を意味します。

「**外国為替取引**」とは、第2.14条に定める意味を有します。

「**リスク警告通知**」とは、本契約に基づく注文の実行に伴うリスクを詳細に説明する、当社がお客様に提供する通知をいいます。リスク警告通知は、随時修正され、当社のウェブ

サイトに掲載されています。

「**価格提示**」とは、第3.1条に定める意味を有します。

「**注文**」とは、第4.2条に定める意味を有します。

「**知的財産権**」とは、特許権、発明権、著作権及び関連する権利、商標権及びサービスマーク、商号及びドメイン名、体裁・表示に関する権利、営業権及び詐称通用又は不正競争を訴える権利、意匠権、コンピュータソフトウェアの権利、データベースの権利、情報（ノウハウや企業秘密を含む）の機密性を保持する権利、並びにその他の知的財産権などをいい、現在及び将来において、世界のいずれかの地域で存続している、又は存続する予定の、当該権利及び類似又は同等の権利又は保護形態のすべての申請（及び申請して許可される権利）、更新又は延長、及びそれらの優先権を主張する権利を含みます。

「**インターネット**」とは、世界中のコンピュータを接続するネットワークの相互接続システムを意味し、当社が提供するオンライン取引プラットフォームを含みます。

「**法令**」とは、日本の制定法、法令及び一般法を意味します。

「**マニフェスト・エラー**」とは、第12.1条に定める意味を有します。

「**証拠金**」とは、取引説明書の「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」に記載されている意味を持ちます。

「**証拠金FX**」（外国為替証拠金取引ともいいます）は、その価格が原資産の通貨の動きから得られる取引の一種です。

「**証拠金維持率**」とは、取引説明書の「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」に記載されている意味を有します。

「**必要証拠金額**」とは、取引説明書の「店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語」に記載されている意味を有します。

「**マーケット**」とは、本契約に基づいて当社が提供する契約又はシンボルをいい、これは

原資産を参照して決定される一連の価格情報及びその他の商業的特徴で構成されています。

「**マーケット時間**」とは、当社がマーケットにおいて価格を見積もり、注文を実行する準備ができている時間を意味します。

「**最小マーケットサイズ**」とは、注文に関して、当社が取引する原資産の取引単位又は取引の最小数を意味します。最小マーケットサイズは当社によって設定され、取引仕様書で確認できます。

「**誤った価格提示**」とは、流動性提供者の誤り、ソフトウェアの誤り、誤植、価格提示の遅延を含む値付又は気配の明らかな誤りをいいます。

「**金銭**」とは、第18.1条に定める意味を有します。

「**通常のマーケットサイズ**」とは、注文に関して、関連するマーケットで取引されていると当社が合理的に考える、原資産の取引単位又は取引の最大数を意味します。通常のマーケットサイズは、当社が当社の裁量で設定します。

「**通知**」とは、第20条に定める意味を有します。

「**建玉**」とは、お客様が当社との間で取引を行った後、ポジションを決済するために更なる取引が必要な状態を指します。

「**パートナー**」とは、ホワイトラベルパートナーや紹介ブローカーなど、当社と契約上のパートナーシップを締結している者を意味します。

「**個人情報**」とは、個人情報の保護に関する法律（2003年法律第57号、その後の改正を含みます）において使用されているものと同一の意味を有します。

「**価格**」とは、第3.2条に定める意味を有します。

「**スプレッド**」とは、マーケットで提示された買い価格とマーケットで提示された売り価格との差を意味します。

「ステートメント」とは、取引及び/又は注文の確認、並びに適用される手数料及び費用を含む、お客様の口座に関する当社の取引についての書面による報告書を意味します。

「ロスカット水準」とは、取引約款第12条に定める意味を有します。

「取引プラットフォーム」とは、当社のパスワードで保護された電子取引システム及びポータル（ウェブアクセス、モバイル、又はその他のデバイス若しくはダウンロード可能なプラットフォームを含む）で、当社が、当社の第三者サービスプロバイダーを介して、直接又は間接的にお客様に提供し、お客様が本契約に基づいてそれによって当社と取引できるものを意味します。

「容認できない取引状況」とは、お客様が取引プラットフォーム又は当社の証拠金FX市場の健全性や効果的な機能に影響を与える方法で取引プラットフォームを使用したという当社の合理的に形成された考え又は決定（顧客に伝えられたか否かは問いません）を意味し、当該行為が違法であるか市場における不正行為を構成するか否かを問いません。このような行為には以下のものが含まれますが、これらに限定されません。

- (a) お客様又はお客様が共に行動している者が、原資産の原市場において取引を行った原資産に関する取引又は取引の組合せを行うこと。
- (b) 取引説明書の「店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為」の項に記載されている行為。

「原資産」とは、通貨（通貨ペアを含む）であって、その価格又は価値が当社マーケットの価格を決定するための基礎となるものを意味します。

「未実現損失及び未実現利益」とは、決済前又は満了前の建玉についての実現されていない損失又は利益（該当する場合）を意味します。

「受渡日」とは、取引の決済のためにお客様が選択し、当社が同意した営業日、又はそのような営業日がない場合は、お客様が取引を締結した後の2営業日目のいずれかを意味します。

「ウェブサイト」とは、ドメインがthinkmarkets.comまたはthinkmarkets.jpを意味します。